

資料編「千一問」試訳

本編は、『カラム』の第26号から第35号までに掲載された「千一問」の質問(Q)とそれに対する回答(A)を日本語訳し、掲載順に配列したものである。質問冒頭のQ.xxx(yyy-zz)という表記(x、y、zは数字)は、xが通し番号(全体のなかで掲載された順番、25号までに250問掲載されているため、251から始まる)、yは『カラム』の号数、zはその号のなかで掲載された順番を指す。資料の出典は、号ごとにまとめて付した。

- 訳文中の()は原文に現れる表現、[]は原文にはないが日本語訳において補った表現を指す。
- 回答において聖典コーランが引用されている部分は、訳文はマレー語からの直訳として、注にコーランの日本語訳(井筒俊彦訳『コーラン(上・中・下)』岩波文庫、1957)の該当部分を示した。
- マレー語、アラビア語などの原語をそのまま表記する場合、必要に応じて注釈を付した。注釈は、初出の箇所のみにし、2回目以降は省略したが、その場合下線を付して前の箇所に注釈を入れたことがわかるようにした(一つの質疑応答の中でのみ複数回出てくる語は除く)。複数の質問に登場する語とその注釈は以下の通り(五十音順、最後の数字は初出箇所の質問の通し番号)。

- アウラ[露出してはいけない身体の部分、278]
- アザーン[礼拝への呼びかけ、268]
- イシャーの礼拝[夜の礼拝、259]
- イッダ[待婚期間、251]
- イバーダート[信仰行為、272]
- イマーム[イスラム教の宗教指導者、259]
- カディ[イスラム法の裁判官、258]
- ザカート[喜捨、316]
- ザカート・フィトラ[義務的な喜捨、311]
- サダカ[自発的な喜捨や慈善行為]
- ズフルの礼拝[正午過ぎの礼拝、259]
- スンナ[慣行、259]
- ニーア[意思、309]
- ハリラヤ[祝祭、断食明けの祝祭を指すことが多い、286]
- ビドア[逸脱、268]
- ファルドゥ[義務、259]
- フィドヤ[断食、大巡礼、小巡礼などの宗教的義務を怠った場合に払う贖罪、252]
- マクルーフ[禁止ではないが忌避すべき行為、259]
- マズハブ[法学派、259]
- ラカート[礼拝の単位、267]

■『カラム』第26号 [Qalam 1952.9: 12-14]

※以下、『カラム』は省略し、号数のみ表記

Q.251 (026-01)

イッダ[待婚期間]が男性ではなく、女性だけに定められているのはなぜでしょうか。法的にはどうなりますか。

A.251

子供を妊娠するのは男性ではなく、女性である。妊娠は、男性の精子のひとつが女性の子宮に着床して起こる。その精子がどの男性のもので、妊娠に対して誰が責任を負うのかを確定するために、女性は3回の月経周期をイッダとしている。閉経した者は3ヵ月、また夫と死別した者は4ヵ月である。

イッダが定められている目的は、その子供が誰の子か確定するためのみであり、子供が生まれた時に、遺産や出自についての疑いや争いが後で起こらないよ

うにするためである。子孫を残すのは男性ではなく、女性である。精子をもたらすのは男性であるが、その子供の種を子宮に宿すのは女性であるため、3周期の間女性は貞淑を保たねばならない。これは、1周目の月経がきたとしても、子宮にまだ子供の種を宿していることがよくあるからである。このようなことを我々は「マメジカの妊娠(*bunting pelanduk*)」と呼んでいる。

Q.252 (026-02)

我々マレー人が払うフィドヤ[断食、大巡礼、小巡礼などの宗教的義務を怠った場合に払う贖罪]は、他のイスラム教徒も払っているのでしょうか。

A.252

フィドヤは皆同じである。イスラム教徒であれば、マレー人であろうと他の民族であろうと一つの法が適用される。

Q.253 (026-03)

私は普段、巷で売られている歯ブラシを使っていますが、このブラシはどういったものなのでしょうか。その毛が豚のものか、牛のものか分かりません。

A.253

通常、歯ブラシの毛は様々な素材から作られており、その中には豚の毛も含まれるが、その値段は高い。豚の毛で作られている歯ブラシは「毛 (bristle)」という素材表記がされている。一方、ブラチックに似た素材でできた歯ブラシも数多くあり、それは「ナイロン」と表記されている。我々が解説できるのはここまでである。

Q.254 (026-04)

両親に欠陥がないにも関わらず、女性がみつ口、あるいは指の欠損障害や合指症をもった子供を産むことがあるのはなぜでしょうか。

A.254

医師に聞いたところによると、そのような障害は遺伝によることもあれば、原因が不明の場合もよくある。

Q.255 (026-05)

両親が娘を、愛してもいない若い相手と無理矢理結婚させました。しかし、多数の著作によると、イスラムの教えでは結婚を強制することはありません。これに対して何か方法がありますか。(もし子供がそれに従わなかったら、その子供は親不孝者になるかという同様の質問が多数増えている)

A.255

神は次のように仰せになった。

「主は、汝が神以外のものを崇めてはならないと命じ給うた。そして、両親をいたわるよう命じ給うた」(コーラン「夜の旅」章第23節)

この節は次のように続いている。

「もし両親のどちらか、あるいはその両方が老齢に達したら、決して彼らに『ああ』(のような苛立ちを示す言葉)と言ったり、声を荒げたりしてはならない。そして、敬意を持って両親に語りかけなさい」¹⁾

啓示をもうひとつ挙げる。

「両親に対して思いやりを持ち、謙遜の態度をとりな

1)「お前たち(アッラー)以外の何者も崇めてはならぬと主のきついお達しがあった。それからまた自分の両親には、その一方、また両方ともお前のところで老齢に達した場合、できるだけ優しくいたわってやるようにと。決して親に向かって『ちえッ』などと言ってはならぬ。丁寧な言葉づかいで話しかけよ」『コーラン(中)』p.116。

さい」

使徒ムハンマドはおっしゃった。

「親を喜ばせる者は誰でも、アッラーのご満悦を得る。親を怒らせる者は誰でも、アッラーのお怒りを買う」(ブハーリーの伝承によるハディース)

ハディースをもう一つ挙げる。

「子供に対して最も権利を持つのは、母親である」

ハディースをもう一つ挙げる。

「天国は母の足元にある」(アーマッドの伝承によるハディース)

ブハーリーの伝承によるハディースをもう一つ挙げる。

「両親の愛を大切にしなさい。そしてその愛を壊してはならない。もしあなたがそれを壊したなら、アッラーは必ずやあなたの光を消す(卑しめる)だろう」

両親の命令や望みに対して子供が従順であるよう説くハディースは数多くある。従順な子供は現世と来世で幸福になり、はっきりと良い結果を見るだろう。イスラムの教えによると、世俗に関する両親の意思、とりわけ善行を積むよう命じ、悪行を禁じる時は彼らに従わなくてはならない。

従ってはならない両親の意思とは、次の通りである。改宗を勧めてきた時、享楽に耽るような行為を命じてきた時、あるいはアッラーに背き、禁じられた行為や宗教の命令に従わないよう命じてきた時である。これらを除き、両親の命令には全て従わなくてはならない。

上述の文言から明らかなように、一般的な意味において両親の意思に従順でなければならない理由は、信心深い両親が、たとえその子供に幾度も心を傷つけられたとしても、子供が何らかの悪いことに陥ることを望むことなどないからである。したがって、両親が選んだ相手と子供を結婚させるという両親の意思も、子供の安寧を考えて以外に理由はない。しかし、そうであっても、子供の同意を得ずに事を進めることはできない。同意があっても初めて婚姻は成り立つからである。争いが生じることを避けるためにも、一番いいのは、父親も子供も知性を持つことである。子供が親の意思に従うことで、心や感情が傷つくことにならないか、父親は配慮をしなければならない。一部の地域で見られるように、両親の知識の欠如による行動が、子供の両親への反抗の要因となる。朝夕苦労して子供を教育し、世話をし、成長するまで守り、育て上げてきた両親の恩を忘れ、親を叱りつけ、馬鹿にする子供に

になってしまうのである。子供の両親に対する不孝や不忠は、たいてい両親自身の教育が原因となっているのである。

Q.256 (026-06)

もし結核のような危険な病気に罹り、例えばラマダンの断食を行えず、またできなかった断食を後から行うこともできず、もし断食を行えば危険な状態になるとします。法的にはどうなりますか。

A.256

常に病気で、断食をすると危険な状態になってしまう者、断食をすることで病気に罹ってしまう体質の者、金や鉄、あるいは錫や石炭などの鉱山といった場所で重労働の職に就いて生活している者、非常に年老いている者、妊娠中あるいは授乳中の女性などといった、断食を行う上で非常に困難を伴う者に関しては、一部のウラマーによれば、断食が免除されており、ただフィドヤを払うだけでよい。アッラーは次のような啓示を下された。

「断食はできるが、それを行うことが困難な状況にある者は、(断食を行わなかった場合) フィドヤを払えばよい。(すなわち)貧者に食べ物を与えよ」

フィドヤを払った者は、後から断食を行う必要はない。

Q.257 (026-07)

貴族と知識人とでは、どちらがより完璧な生活を送るでしょうか。

A.257

貴族とは血統に過ぎない。血統を誇示すると人は高慢になり、偉いとみると互いに優劣感情に火をつけてしまう。イスラム教が興隆する以前、アラブ社会の中では、それぞれの部族は血統を誇りとしていた。我々が尊敬するムハンマドが到来すると、そのような感情をなくし、人々の間に平等をもたらした。人間の優位性は、アッラーに対する敬虔さのみで決まる。どの部族出身だろうと気にかけることはない。

人々は皆平等であるという教えから明らかなように、人にとってより重要なのは教育、とりわけ道徳教育である。それにより人は謙虚で、礼儀正しく、そして性格や行動が完璧になるのである。教育を受けていないどれ程多くの人たちが、宗教上だけでなく社会一般から見ても素行が悪く、実に「野生の山羊」のような状態にあるかを我々は知っている。

Q.258 (026-08)

16歳の華人の少女が家を飛び出し、イスラム教に入信したいとカディ〔イスラム法の裁判官〕のところへやって来ました。一方、彼女の両親はそれを警察に届け出ました。その少女はイスラム教徒になりたい気持ちに溢れ、また月経もきています。イスラム法に従って、彼女をイスラム教に入信させるべきでしょうか。

A.258

アッラーは次のように仰せになった。

「おお、信ずる者たちよ。もし汝らのところに逃げてくる女の信者たちがあれば、彼女たちの信仰心を試すがい。アッラーは、彼女たちの信仰をよく知り給う。そしてもし彼女たちが本当の信者だと分かったなら、不信仰者の元に帰してはならない」(コーラン「試問される女」章第10節)²⁾

この節から分かるように、アッラーへの信仰を受け入れると語る者が来たならば、まずは試問し、そしてその信仰心が本物だと分かった時はその者をイスラム教に入信させなければならない。そして、家族の元へ帰らないよう守ってやらねばならない。この法は、イスラム国家において実行されている。

■第27号 [Qalam 1952.10: 15-18]

Q.259 (027-01)

ある人がファルドゥ〔義務〕の礼拝を行おうとモスクやスラウ〔礼拝所〕に入り、先に礼拝を行っている人の後ろに行き、その人物の礼拝に追従しました。しかし、前に立つその人物はスンナ〔慣行〕の礼拝中だったことが判明した場合、後から追従した人の礼拝は有効ですか。

A.259

上記の質問に関する回答は、カラムの6月号に掲載した。

その中で我々は否、すなわち「無効」と回答したが、これを不服とする数多くの読者から、より詳しい正確な説明を望む声が届いた。こうした読者の一部には、無効という判断は自分たちの認識と異なるという人々もいた。

我々が読者に注意してほしいことは、この問題は「見解の相違」(khilafiah)に該当する事項であるというこ

2)「これ、信徒のものよ、信仰深い女が(邪教徒の夫のもとから)お前たちのところへ逃げてきた場合には、まずよく調べてみよ。その信仰がどの程度のものか、アッラーが一番よく御存知。そしてもし本当の信者であることがわかったなら、決して無信仰者のところにかえしたりしてはならぬ」『コーラン(下)』p.231。

とである。すなわちこれらの事項は多様な解釈が可能で、各々がコーランやハディースからの根拠を持っているのである。

我々が無効と判断した根拠は、以下の使徒ムハンマドの文言を規範としたからである。

「イマーム[イスラム教の宗教指導者]に従わねばならない」

このハディースはアル＝ブハーリーとムスリムにより、いくつかの別の伝承経路によって伝えられたものである。

『マズハブ[法学派]の注釈集成』の第4章271ページに、この件に関してより明瞭な解説が記載されている。それによると、無効だと述べている人々はアル＝ハサン・アル＝バスリ、アル＝ズフリー、ヤーヤ・ビン・サイイド・アル＝アンサーリ、ラビーアー及びアブー・クラバーであり、イマーム・マリークによって伝承された。一方、アル＝スーリーとアル＝ハニーファは次のように述べている。スンナの礼拝、あるいはその他のファルドゥの礼拝を行っているイマームに従ってファルドゥの礼拝を行うことは認められていない。しかし、イマームがファルドゥの礼拝を行っている背後でスンナの礼拝を行うことは認められている。これはイマーム・マリークによって伝えられている。このグループが規範としているのは使徒ムハンマドの文言、すなわち先に挙げたハディースである。彼らの解釈ではこのハディースは、その時イマームが行っていることに追従しなければならないことを意味する。もしイマームがファルドゥの礼拝を先導しているのであれば、彼に追従して自分もファルドゥの礼拝を行わなければならないのである。

一方、スンナの礼拝中の背後でファルドゥの礼拝をすることを「有効」と判断するシャーフィイー学派のウマーらもいる。彼らはジャバールの伝承によるハディースを典拠としているが、『マズハブの注釈集成』の第4章269ページには次のように書かれている。

「スンナの礼拝を行っている人に追従してファルドゥの礼拝を行うことは認められている。また、別のファルドゥの礼拝を行っている人に追従してファルドゥの礼拝を行うことも認められている(つまり、アスルの礼拝[午後の礼拝]を行っているイマームに従ってズフルの礼拝[正午過ぎの礼拝]を行うこと－編者註)。これは、ジャバル・ビン・アブドゥッラーの伝承による次のハディースを典拠している。

『かつてムアーズ・ビン・ジャバルは預言者と一緒に

夜の礼拝をし、その後バヌー・サラマにいる一族のもとに戻り、彼等を先導して礼拝したものでした(つまり、彼は再度夜の礼拝を行ったのである－編者註)』

ムアーズにとってこれはスンナの礼拝に当たり、彼ら一族にとってはファルドゥの礼拝、すなわちイシャーの礼拝[夜の礼拝]を果たしたことになる」

一方、これをマクルーフ[禁止ではないが忌避すべき行為]とする見解もある。『アル＝ハワシ・アル＝マディーナ (*Al-Hawasi Al-Madinah*)』第2章25ページには次のように書かれている。

「有効ではあるが、それはマクルーフに該当し、集団礼拝の良質性を失することになる。(マクルーフに該当することとは) ファルドゥであるアスル、あるいはマグリブの礼拝[日没の礼拝]を行っているイマームの背後でズフルの礼拝を行うこと、あるいはその逆、またスンナの礼拝を行っているイマームの後ろでファルドゥの礼拝を行うこと、あるいはその逆などである」

以上がこの質問に関する見解である。我々の意見としては、このような「見解の相違」が存在する中、最善なのは完璧と思われる見解に従うことである。

Q.260 (027-02)

マレー人は、長女より先に末の妹を結婚させることを“langkah bendul(敷居をまたぐ)”といいますが、それはなぜやってはいけないのでしょうか。

A.260

それは単なる習慣のひとつに過ぎない。おそらくその理由は、先に末の妹が結婚してしまうと、その後に姉の結婚相手を探すのが難しくなるからだろう。それゆえ両親は姉を残して妹を先に結婚させたがらないと思われる。その他に、姉の気持ちに配慮してとも考えられる。

Q.261 (027-03)

イスラム教徒が華人の幼い子供を引き取り、教育しました。小さい頃から15歳まで英語学校に通い、午後は喫茶店で働きました。要するに、その子供はイスラムの五行をひとつも実践せず、ただイスラムの習慣に従っているだけでした。その子供は法的にイスラム教徒として認められますか。

A.261

非イスラム教徒がイスラム教徒として見なされるのは、「アッラーの他に神はなし、ムハンマドはアッラー

の使徒である」と信仰告白を唱えた場合である。本人が成年になってから信仰を認めることが条件であり、そこで初めてその者はイスラム教徒の一員として数えられる。その子供が背教を宣言しない限り、イスラム法に反する仕事を行えば、イスラム教徒として罪を負うことになる。その人物が信仰告白をしたならば、イスラム教徒として見なされるし、もし告白をしていないならば、非イスラム教徒である。以上が我々の見解である。

Q.262 (027-04)

結婚式の際に、男性が金の指輪や金歯をはめていたら、法的にはどうなりますか。

A.262

結婚式の条件となるのは新郎新婦が揃い、結婚の契りを交わすことなどである。一方、金の指輪や金歯をはめることに関してはまた別の法が存在し、相互には関連がない。したがって、我々の見解では、そのことによって結婚式が無効になることはない。

男性が金を身につけることの疑問に関して、多くの質問が寄せられていることから見ても明らかなように、男性が金を身につけることは禁止である。よって、明瞭かつ詳しくこの問題に関して読者の注意を喚起することが良いと思われる。そうすることで、我々が共に注意を傾け、教訓にすることができるだろう。

女性が金を身につけることはハラルであることは、イスラム教のウラマーらの間での一致した意見である。それは次のハディースを根拠としている。

「神の御使いはおっしゃった。あなた方信徒の女性が金や絹を身につけることはハラルであり、男性の信徒は禁止である」(アーマッドによる伝承)

この他に、(男女を問わず)イスラム教徒が金や銀の器で飲食することを禁じるハディースがいくつか存在する。

男性が金の指輪をはめることに関しては、大半のウラマーは以下のハディースを根拠としてそれを禁止としている。

「バラー・ビン・アザブは伝えている。預言者は我々に7つの事項を抑止させた。彼は指輪をはめるのを抑止した……」(ブハーリーの伝承による真正ハディース)

ハディースをもうひとつ挙げる。

「アブー・フライラは伝えている。神の御使いは、我々が金でできた指輪をはめることを止めさせた」(ブハーリーの伝承による真正ハディース)

ハディースをさらにもうひとつ挙げる。

「アブドゥッラー・ビン・オマーは伝えている。神の御使いは金の指輪をはめていたが、後でそれをお捨てになった。そして彼は『私は一生これをはめることはない』と申された。そこで、教友らもはめていた指輪を捨てることにした」(ブハーリーの伝承による真正ハディース)

上記のハディースから明らかなように、預言者ムハンマドは金の指輪をはめることを抑止した。しかし、この預言者ムハンマドの抑止はイスラム法上マクルーフを意味すると判断されることが時折ある。よって、一部のウラマーの法的見解では、金の指輪をはめることをマクルーフ、すなわち罪ではないとする。彼らは次のコーランの節を根拠に、金はアッラーから許された装飾品のひとつとする。

「(預言者よ) 言ってやりなさい。『神がしもべたちのためにもたらした装飾品や、美味しい食べ物を禁じたのは誰かと』と。言ってやりなさい。『復活の日には、それらの恩恵は現世で信仰深かった人々だけのものとなる』」(コーラン「胸壁」章第32節)³⁾

この節の意味は、アッラーと使徒ムハンマドを除き、何人たりともアッラーによってもたらされた装飾品を厳しく、そして明白に禁止と定めることはできないということである。それゆえに、上記のように考える者たちは、先に引用したハディースが預言者による抑止について述べているに過ぎないとし、金の指輪に関する預言者ムハンマドの抑止は、マクルーフではあるものの、禁止ではないとする。

その他にも、彼らが預言者ムハンマドの抑止をイスラム法上マクルーフと判断するのは、バラク・ビン・アザブの以下の伝承を根拠としている。それは、預言者ムハンマドは以前、金の指輪をはめていたことがあり、教友らも金の指輪をはめていた。もし預言者の抑止が禁止を示すものであったなら、教友らは指輪をはめようとはしなかっただろうし、もしはめる者がいたら、他者から批判を受けたはずである。

以上のような事例があるが、預言者ムハンマドの抑止ゆえに、金の指輪をはめることを禁止とする法的見解もある。コーラン「高壁」の章第32節を除き、先に挙げたいくつかのハディースを根拠として、預言者ムハ

3) 「言ってやるがよい、『アッラーがせつかく奴隷たちのために作ってくださった装身具を禁止したり、おいしい食べ物を禁止したりしたのは誰だ。』言ってやるがよい、『こういうものは、復活の日には、現世で信心深かった人たちの専有になるがよい。』」『コーラン(上)』p.248。

ンマドの抑止は禁止に該当すると判断するウラマーがいる。一方で、一部のウラマーは、それを単にマクルーフに該当する禁止事項とする。なぜなら、金の指輪に関するハディースの中で、それを禁止とする明白な言及はなく、またそのハディースを伝承した教友やその他の教友らも金の指輪をはめていたからである。こうした理由により、彼らはそれをマクルーフに該当する事項と判断したのである。

Q.263 (027-05)

学校に通う10代(あるいは25歳以下)の若者の本能による苦悩(強い本能的欲求)をなくし、病気を伴わずにそれを減退させるにはどのようにすればいいでしょうか。

A.263

そのような本能による苦悩は、各人に一定してあるわけではない。それは遺伝的な要因であったり、また摂取した食料が原因となったりする。通常、食べ物は本能的欲求の強さに影響を及ぼす。例えば脂肪分の多い肉や辛いものなどを食べれば食べるほど、血行に影響を及ぼし、避けることのできない強い性欲をもたらしことになる。さらに、過剰な性欲がわき起こった時は、健康に害をもたらしこととなる。それゆえ、そういう人たちに対し医師は野菜をより多く摂るよう勧めるのである。なぜなら、野菜は本能的欲求に関して上述の食べ物のような影響力を持たないからである。一方イスラム法では、本能の強さをコントロールできない場合は、結婚することを奨励している。なぜなら、結婚することにより、厳しく禁じられている姦通行為を回避することができるからである。

Q.264 (027-06)

巡礼はイスラムの五行の第5番目に当たりますが、なぜハジの尊称を名前の冒頭につけるのでしょうか。

A.264

このあたりの人々は、五行の第5番目である巡礼の義務を果たした印として通常ハジという呼称を使う。通常はそれを名前の冒頭につけるが、一方でムハンマド・スライマン・アル＝ハジというように、名前の最後につける人もいる。しかしこれは単なる習慣のひとつであり、巡礼の義務とは無関係である。巡礼はそれを行うことが可能な者にとって果たすべき義務のひとつであり、ことさらハジの呼称を名前につけようとしないう人々もいる。それによって何らかの結果がもたらさ

れるわけではないからだ。

Q.265 (027-07)

一部の村落の人々が信じている夢から得た啓示(夢解釈)は信じてもいいですか。

A.265

「使徒ムハンマドはおっしゃった。夢において最も正しい者は、言葉においても最も正しい者である」(ムスリムの伝承による真正ハディース)

「良い夢はアッラーからであり、悪夢は悪魔からのものである。悪夢を見た者は、その災から逃れるためにアッラーにご加護を求め、自分の左側に唾を吐きなさい。そうすれば何の害も及ばないだろう」(ブハーリーの伝承による真正ハディース)

「あなた方の内の誰でも、自分の好きな夢を見たら、それはアッラーからのものである。ゆえにそれに関してアッラーを讃え、それを人に語りなさい。また、それ以外の夢、すなわち嫌な夢を見た時は、それは悪魔からのものである。したがって、その災から逃れるためにアッラーにご加護を求め、誰にもその夢について語ってはならない。そうすれば、何の害も及ばないだろう」(ブハーリーの伝承による真正ハディース)

ブハーリーとムスリムの伝承によるハディースの中に、次のようなものがある。

「預言者は『嫌な夢を見た時は起きて礼拝しなさい。そして、良い夢を見た時は好きな人以外にはそのことを話してはならない』と申された」

その他にも、ムスリムの伝承による次のようなものがある。

「預言者ムハンマドのもとに一人の遊牧民がやって来てこう言いました。『私は首を切られた夢を見ました。そして私は離れた首を追いかけてました』すると預言者は『夢の中で見た悪魔の悪戯を誰にも語ってはならない』とおっしゃいました」

以上のことをまとめると以下の通りである。1) 夢を偽る者は偽り者である、2) 楽しい夢はアッラーからのものであり、ゆえにアッラーをたたえ、一方悪い夢は悪魔からのものである、3) 楽しい夢を見たらアッラーをたたえ、その夢については親しい友人以外に語ってはならない。そして、悪い夢を見た時は自分の左側に唾を吐き、起きてスナナの礼拝を行い、その夢について誰にも語ってはならない。

夢解釈について、コーランの中にも預言者イブラヒムが息子の預言者イスマイルを屠ろうとする夢につ

いての記述がある(コーラン「整列者」の章第102から108節)。預言者ユソフに関する伝承の中には、ユソフが夢の解釈をしたことが述べられている。

その他にも、使徒ムハンマドは、メッカに入り、タワーフ[小巡礼の際の儀式の一つで、カーバ神殿を左向きに7回まわる儀式]を行った夢を見た。使徒ムハンマドはこの夢を教友らに伝え、教友らもそれを喜び、その年の内にその夢が現実になると思っていた。しかし、メッカの多神教徒たちとの和議が結ばれたため、その年はメッカに入ることができなくなった。そこで教友らは心配になり、ウマル・イブン・アル＝カータブは使徒ムハンマドに尋ねた。それに対し使徒は「今年メッカに入ると私は申したか!」とお答えになった。ウマルは「いいえ」と答えた。そこで使徒は「やがてあなた達もメッカに入り、タワーフを行うであろう」とおっしゃった。この出来事が元で、コーラン「勝利」章第27節に記されている次のようなアッラーの啓示が降った。

「アッラーは使徒に、その夢が真実であることを示された。神の御心ならば、汝はメッカに入るだろう」⁴⁾

同じような質問がさらに多数寄せられることがないよう、この場でより明確な説明をしておくのがいいだろう。そのため以下にハディースを挙げる。

- 1) 夢で使徒ムハンマドを見る者は本当に彼の姿を見たことになる。なぜなら、悪魔は神の御使いの姿に変身することができないからだ。
- 2) 使徒ムハンマドは、アッラーから地上の宝庫の鍵を与えられた夢を見た。
- 3) 使徒ムハンマドは、夢の中でメッカにおいて預言者イエスと悪魔の姿を見た。
- 4) 使徒ムハンマドは、一部の信徒らが戦いのため航海に出る夢を見た。そこでウンム・ハラーム・ビンティ・マラハンは、使徒に自分も戦いに向かう彼らに加えてもらえるようアッラーに祈願してほしいと頼んだ。使徒は祈った。このウンム・ハラームはムアーウィヤ[ウマイヤ朝]の時代に戦争に行った。船から降り、後に陸に上がった時、駱駝から落ちて死んだ。
- 5) 使徒ムハンマドは、乳の入った器をもらい、それを飲んで残りをウマルに与える夢を見た。そこで教友らが「その夢をどのように解きますか」と尋ねる

4) 「アッラーは、かねて信徒に(お見せになった)夢をそのまま実現してくださった次第。いつの日か、アッラーの御心ならば、汝ら必ず神殿に入ることができようぞ」『コーラン(下)』pp.159-160。

と、使徒は「ここで乳とは知恵のことだ」とお答えになった。

使徒ムハンマドの夢の記録や他の人の夢を解釈したという伝承は、他にも数多くある。これらを見ると、夢の解釈には暗示や寓意からくるもの、疑いの余地がない意味を持つものなど、様々な方法があることが分かる。

夢やその解釈に関する伝承やハディースの中には、夢の解釈に従って何かを行うことを預言者ムハンマドが命令あるいは許可する文言はない。現在とりわけ一部の地域で見られるように、夢に従って何かを行ったり、あるいは行わなかったりしてはならない。よく知られているものとして、例えば歯だけが残った夢を見た時は身近な誰かが一人死ぬ暗示だと考え、どこにも外出してはならないというような解釈がある。こうした夢の解釈を信じるがゆえに何かの責務を果たさないといったことは避けるべきである。

夢についての関連事柄はまだ数多くあるが、一番大事なのは、アッラーにより適切な解釈方法を教授された預言者たちと我々とは同じ状況ではないと理解することである。預言者らに教授された完璧な夢解釈と、我々による単なる当て推量の解釈とを混同してはならない。夢の持つ意味は人によってそれぞれ異なるため、正確な解釈として一般化することはできない、と理解しなければならない。

もはやアッラーの啓示が下ることがないなか、導きとなる夢を与えられるのは特別な人々である。使徒ムハンマドは、次のように述べたと言われている。

「神の御使いが『預言のうちムバシラート[吉報をもたらすもの]以外は残らなかった』と申された時、教友らが『ムバシラートとは何ですか』と尋ねると、御使いは『いい夢だ』とお答えになった」(ブハーリーの伝承による真正ハディース)

使徒ムハンマドはさらに次のようにおっしゃった。「神の御使いは『使徒や預言者は途切れ、私の後には誰一人預言者や使徒は現れない。しかし、そこにはムバシラートがある』とおっしゃいました。そこで教友たちは尋ねました。『預言の部分とは何ですか?』(アーマッドとイブン・マージャの伝承による真正ハディース)

以上の説明をもって、読者が夢の問題について自分で考えることができるようになることを願う。

■第28号 [Qalam 1952.11: 37-39]

Q.266 (028-01)

私のもとへ生命保険会社の社員がやって来て、合理的根拠をもとに、子供たちの将来のために担保として生命保険に加入することが不可欠であると言いました。私は保険について詳しく知らないので、この事柄に対する見解と、何が私にとって最善かを教えて下さい。

A.266

ここシンガポールには大規模の生命保険会社が数多くある。会社は加入者を求めて営業員を置いている。加入者が保険料を払い続ける限り、手数料が受け取れる。

保険加入期間は5年、10年あるいは20年と決められており、いくら保険に加入するか契約し、また保険料の支払いについても取り決めする。保険料は月々で、あるいは1年分を一括で払うこともできる。

生命保険加入の契約をする前に、まず保険会社に雇われた専門の医師が加入希望者を検査し、そこで健康と診断されて初めて契約を結ぶことになる。加入者の中には、1万ドルの保険への加入が認められ、さらに事故に遭った時の備えとして、追加で3倍の保険料を払う人もいる。つまり、1万ドルの保険に加入した人が何らかの被害に遭った時に、合計3万ドルの保険料がもらえることになる。

一見すると、平均的に見てこのしくみは人々にとって大きな魅力となる。しかし、より詳しくその制度を調べてみると、保険に加入することは賭け事、すなわち勝ち負けのある賭博と同じ状況に身を置くことになる、というのが我々の見解である。

例えば、20年で1万ドルの保険に加入することが認められた人物が、事故対策のために追加の保険料を払い、もし事故に遭った場合は3万ドルの保険金が支払われる。その人は月々の162ドルの保険料を支払うが、決められた支払日に遅れずに入金しなければならない。仮に加入から3年目を前にしてその人物が保険料を滞納した場合、保険会社側はその人を再審査することになる。つまり、2年半の間1620ドルもの保険料を支払ってきたが、次の月の支払いを滞納してしまった場合、保険会社はその人物を再審査し、もしその人がその時点で危険とされる病気、例えば結核や高血圧などを罹っていた場合、保険料の支払いは中断され、1セントたりとも返金されないことも往々にしてある。もし返還が必要と見なされた場合でも、約25パーセントしか戻ってこない。

また、支払い期間がちょうど満期になった場合も、

貯金するに足るだけの掛け金が戻ってくるわけではない。しかし一方、その加入者が何らかの事故に遭った場合、例えば自動車に轢かれるなどした場合、証書に記載された遺族が合計3万ドルの保険金を受け取ることになる。

上記のことから明らかのように、やはり我々の見解では、保険のしくみはイスラム法で禁じられている賭け事と同様の状況にある。保険による利益はあるが、その利益がある一方で損失もあり、あたかも賭け事に関連する損益と同じである。以上の説明で十分と思われるので、コーランやハディースの指針をより詳しく説明する必要はないだろう。

Q.267 (028-02)

イシャーの礼拝の時に行うクヌート[祈祷]に関する規定について、最も適切なハディースを挙げつつ解説をお願いします。

A.267

「イブン・アッバースは伝えている。神の御使いは昼、午後、日没、夜そして夜明け前の礼拝と共にクヌートを1ヶ月続けて行った。彼は最後のラカート[礼拝の単位]で『アッラーは讃美する者の声を聞き届け給う』と唱えた後に、ザアル＝ザアル・ザクワンという名のバヌー・サリムの一族に災いがあるよう祈った。そして、彼の背後の者たちはアーミーンと唱えた」(アブー・ダウードの伝承によるハディース)

クヌートに関するハディースは他にもいくつかあるが、その中でクヌートは苦難に陥った時やそれが必須な状況の時に行うと明言されている。また、クヌートはよくウィトル[夜の礼拝の後に行う、限りなく義務に近い礼拝]においても唱えられている。

シャーフィイー学派が解釈しているように、夜明け前の礼拝の際にクヌートを唱えることが定めとなっているかどうかに関しては「見解の相違」がある。伝承によると、使徒ムハンマドはクヌートを義務として定めたわけではなく、単にスンナとして行っていた。使徒ムハンマドはクヌートを特別に夜明け前の礼拝においてのみ読むよう定めたわけではなく、彼は他の時間の礼拝においても唱えていた。さらに、カリフであるアブー・バカルとウマルは一生涯礼拝でクヌートを唱えたことがなかったと伝えるハディースもある。次のようなハキーム・タブラニによる伝承がある。

「イブン・マスードは伝えている。神の御使いはウィトルの礼拝時を除き、クヌートを唱えたことはなかつ

た。そして、戦いがある時は全ての礼拝においてクヌート、すなわち多神教徒たちに災いがあるよう祈った。アブー・バカルとウマルは死ぬまでクヌートを唱えなかった。また、アリーもシリアの民との戦いの時以外はクヌートを唱えなかった。その時には、全ての礼拝においてクヌートが唱えられた」

質問に対する回答であるが、我々の見解では、苦難が生じた時、あるいは非常に不可欠な状況になった際に、夜を含め、全ての礼拝の時にクヌートを唱えることが許されている。

Q.268 (028-03)

死者の埋葬の儀式において、墓穴に納める際、アザーン[礼拝への呼びかけ]を唱える理由は何でしょうか。

A.268

亡くなった人を墓穴に納め、アザーンを唱えることはよく行われている。しかし、我々の見解では、コーランやハディースの中にそれに関する言及は存在しない。イスラム法学書によれば、アザーンを唱えるスンナは、新生児を迎え入れる儀式として行うものである。埋葬の際にアザーンを唱えに行くことは全く非合理的である。一部のウラマーは、死者に対してアザーンを唱えることをビドア[逸脱]と判断している。

Q.269 (028-04)

融資による利益を得ることは許されますか、禁止ですか。もし禁止ならば、それを許されるとする論理はありますか。

A.269

融資による利益を得るということは、すなわち「利子」や「利息」を得ることであり、それは禁止である。利子や利息は宗教により禁じられている。それは明白に厳しく禁じられた事項であり、その法に従う信徒にとってそれに対する口実や言い訳は存在しない。言い訳や口実は、自分自身を騙す行為である。それは自分自身を貶め、またアッラーによって定められた法に背くことになる。

Q.270 (028-05)

華人が経営する洗濯業者で洗った服を着て礼拝することは合法ですか。

A.270

この質問の意味とは、華人の洗濯業者が服を洗う際、口から唾を吹きかけていると一般に知られていると

いうことだろう。しかし、現在では多くの華人の経営する洗濯屋では液体の入ったボトルで霧吹きをしているということに注意してほしい。

両方の方法が行われているわけだが、豚を食べる華人の口や唾が不浄かどうかに関するコーランやハディースの言及はない。その口から唾を吹き付けてアイロン掛けした服は不浄ではなく、礼拝にその服を着て来ても合法である。

また、その服を着ることに不快感を抱くかどうかは、この問題には含まれていない。

Q.271 (028-06)

なぜイスラム教徒にとって豚を食べることは禁止なのでしょうか。

A.271

イスラム教徒が豚を食べることが禁止されているのは、コーランの中でそのように定めるアッラーの啓示があるからである。よって、その禁止に従わねばならない。禁止されているのは、メッカやメディナにいるイスラム教徒の人々が豚を見た事がなかったからだろう。そこでは豚は生息しておらず、ゆえにもし彼らに豚について尋ねたとしても、彼らには分からないだろう。

なぜ豚を食べることが禁止かについて明確な理由が説明されていないが、様々な理由づけがなされている。明瞭かつ正確な指標を元にしたものではないが、例えば、豚の肉は殺菌するのが非常に難しい細菌をもたらす、といった理由である。より合理的な理由としては、豚をよく観察すれば分かることだが、豚はその習性、餌、性質が汚れているからである。また、通常豚肉を食べると、我々の体質に多かれ少なかれ変化をもたらす。我々が説明できることはこれしかない。他にも豚に関する説明は数多くあるが、それらもまた単に見解のひとつに過ぎない。我々はただ、豚がメッカやメディナには生息していなかったからだと考えている。以上が、どのようにして豚を禁止するイスラム教の教えが世界中で適用されたかを示す説明である。

Q.272 (028-07)

もし宝くじで当てた賞金で家を建てたとしたら、その家で礼拝やクンドゥリ[共食儀礼]などのイバーダート[信仰行為]を行うことはできますか。

A.272

イバーダートの実践はできる。宝くじを禁止する規定

とは無関係だからである。もし宝くじで賞金を得たとしたら、それは法に反することになるが、その違反によってその他の行為、例えばサダカ[自発的な喜捨や慈善行為]などが制限されることはない。ただそのサダカによって神から報酬を得ることができないというだけである。同時に、宝くじの賞金を得ることあなたに罪を負うことになる。

「ある男性が神の御使いに『おお、神の御使いよ。私は自分の勇敢さを讃えてもらいたくてアッラーの御ために戦いに参じました(それは許されますか)』と尋ねました。神の御使いは何も答えませんでした。そこでアッラーの啓示が降りました。『アッラーとの対面を信じる者は誰でも、善行を積み重ねなければならない。そして、アッラーの命令を実行することに関して、何ものをもアッラーと併置してはならない』」(フカマの伝承による真正ハディース)

善行や努力は人それぞれの誠実さや清浄さが拠り所となっており、よって他のことと混同してはならない。

Q.273(028-08)

私は毎日、生活が楽になり、長生きしますようにとアッラーに祈っています。アッラーはこの祈りをお聞き届け下さるでしょうか。

A.273

この質問について解説をする前に、以下のことを述べる必要がある。宗教という祈りとは、アッラー(至高なる讃えられるべきお方)に誠実に請い、そしてその願いがアッラーに聞き入れられることを信じることである。その願いはアッラーの定めから外れたものであってはならない。アッラーはコーランの中で、神の定めを変えてはならないと仰せになっている。

「アッラーの定めには何の変更もない」(コーラン「部族同盟」章第62節)⁵⁾

生活が楽になり、長生きし、知識を増やすことをアッラーに請う者は、望みを叶えるためにまずは努力し、働かなければならない。なぜなら、アッラーは金や銀、あるいは知識の雨を天から降らせ給うわけではないからだ。収入や財産、知識を増やすことを望む者は、ただ祈るだけでは不十分である。

使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「もしあなたが本当にアッラーを(努力した上で)頼るのならば、鳥たちに糧を与えるのと同じように、あ

なたにも生活の糧を与えて下さるだろう。朝はくちばしが空っぽだった鳥が、午後にはくちばしいっぱいに食べ物をくわえて帰って来るように」

ウマル・イブン・アル＝ハッターブは言った。

「生計を立てるために、『おお、主よ。私に生活の糧を与えたまえ』と言ひ、あとは黙ってじっとしたままでいてはならない。あなたも知っているだろう。天から金銀の雨が降ってくることはない」と

この2つの文言から明らかなように、それぞれの祈りには労力と尽力が伴わなければならない。それゆえイスラムは、他人の哀れみと力を当てにし、怠けることを厳しく非難するのである。アッラーは次のように仰せになった。

「大地から汝を創ったのは神である。そして神は、汝が一生懸命働く(繁栄する)よう求めている」

もう一つコーランを挙げる。

「昼を働く時間として与えてやった」(コーラン「知らせ」章第11節)⁶⁾

使徒ムハンマドはおっしゃった。

「最もいい努力とは、誠実な者の努力である」(アーマッドの伝承によるハディース)

これらの文言から明らかなように、アッラーや使徒ムハンマドは、我々が誠実に努力し、一生懸命働くことを求めている。ゆえに我々は努力し働かなければならない。もし生活の糧が祈願だけで手に入るなら、神が働くよう命じることはないからだ。我々の祈りは、ただ黙って動かずにいただけでは聞き入れてもらえない。自分の望みは自分で働いて手に入れなくてはならないのである。

我らが尊敬するムハンマドは、アッラーからこの地上で最も優れた宗教を彼にもたらすことを約束された。彼は破られることの無い約束を神から得たが、神によってもたらされたイスラムという宗教を偉大なものにするため、血のような汗を流して働き、尽力したのである。

実のところ、祈りは必須である。使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「神の御使いは『祈りはイバーダートである』と言いながら、アッラーの啓示をお読みになった。『われに祈りなさい。きっとわれは汝を認めるだろう』」(アブー・ダウードの伝承によるハディース)

要約すると、一生懸命、誠実に祈り、同時に働けば、

5)「アッラーの御習慣だけは、絶対に変わることがない」『コーラン(中)』p.359。

6)「真昼(の光り)を生活のよすがとしてやったではないか」『コーラン(下)』p.298。

人の祈りは神に聞き入れてもらうことができる。これにより、職場で働く、商売をする、農作業をするなどなどの意味を届けることができ、アッラーに祈ることで聞き届けられるのである。そして次に、祈りの真の目的を理解しなければならない。

Q.274 (028-09)

病気の治療薬の半分は、アルコール成分が含まれています。アルコールが調合されるのは、植物の根や葉からできた薬が劣化せず、数年間保存が利くようにするためですが、これは宗教の法的にはどうなりますか。

A.274

アルコールや毒などの酔う物質を薬に調合することは、単なる当て推量ではなく正確な知識をもとに行う分には許可されている。病気が危険な状態に陥った時や必要とされる時には、一定の規定のもとで禁止された食べ物を食すことが許されている。ウラマーの判断によれば、アルコールが調合された薬を服用することは許されており、イスラム法では禁じられていない。その薬を調合する薬剤師も同様、違反の責めを負うようなことはひとつとしてない。

■第29号 [Qalam 1952.12: 19-22]

Q.275 (029-01)

アキーカ[子の誕生の際に行う新生児の剃髪と羊の供犠]を行うつもりです。そこで、アキーカに関する法、その条件やこれに関連する事項について解説をして下さい。

A.275

非常に信憑性の高いハディースの文言によると、アキーカはスナナに過ぎない。その根拠は以下の通りである。

「ウマル・イブン・アル＝アースは伝えている。神の御使いはおっしゃった。『子供のためにアキーカを行おうとする者は誰でも、それを行えばよい』」(アーマッド、アブー・ダウード、アン＝ナサーイとマンジールの伝承による良好ハディース)

「神の御使いはおっしゃった。男児にアキーカを行うならば、そのために屠ればよい」(ブハーリー、ティルミズイー、アーマッドなどの伝承による真正ハディース)

「男児はアキーカをすることで守られる」(ティルミズイー、ナサーイとイブン・マージャの伝承による真正ハディース)

上記のハディースの文言は、アキーカが義務ではなく、単にスナナに過ぎないことを示している。生け贄の屠殺に関しては様々な伝承がある。その中のひとつには、男児には山羊を2頭、女児には1頭屠るとされている。多くのハディースの中で、屠る山羊の頭数について言及している。

スナナのアキーカは、生後7日目で行う。なぜなら、次のような伝承があるからだ。

「アーイシャは伝えている。神の御使いは生後7日目のハサンとフシンのためにアキーカを行いました」(イブン・ヒッバーン、ハーキム、アル＝バイハキの伝承による真正ハディース)

伝承をもう一つ挙げる。

「サムラは伝えている。神の御使いはおっしゃった。『新生児は皆アキーカをしてもらう。(生後)7日目に犠牲を屠り、命名し、剃髪する』」

上記の3つのハディースが示しているのは、第一にアキーカはスナナであり、第二に、使徒ムハンマドのスナナに従えばアキーカを行うのは生後7日目であり、それ以後に行うのはスナナではない。

他にも、2つのハディースがある。一つはアル＝バイハキの伝承、もう一つはバザル・ムハンマド・ビン・アブドゥル・マーリクの伝承によるものであり、他にも何人かがアキーカは生後7日目、14日目、そして21日目に行うと伝えている。さらに、預言者ムハンマドは、神の御使いになった後、自分のためにアキーカを行ったと伝えるハディースもある。しかし、これら全てのハディースは伝承経路が疑わしいため、信憑性が低く適用できないとされている。イマーム・ナワウィーはこれらのハディースは偽物であると言い、アル＝バイハキも伝承者の信頼度が低いと述べている。

よってこの説明から明らかなように、アキーカは子供が生後7日目に行うスナナであり、それ以後に行うアキーカをスナナとする文言はない。二番目と三番目に挙げた上記のハディースに言及されているように、使徒ムハンマドのスナナによると、生後7日目に行うからである。

ムスリムの間では、以下のようなことが広まっている。すなわち、アキーカを行った子供が死ぬと、来世においてその子供は、その子のために屠った山羊に乗り、審判の日の招集の地で両親を出迎える。そして、ひどく喉が乾いた両親のために一杯の水を差し伸べる。このような信仰があるゆえに、両親は子供にアキーカを行うのである。

一部のウラマーは、子供が来世で両親を助けることができるよう、アキーカを行うと信じている。

このような信仰については、コーランの中に言及はなく、また真正あるいは信憑性の低いハディースの中にも出てこない。また預言者ムハンマドの教友たちの文言の中にも存在しない。このような典拠がない事柄を、宗教的な行いをする上での指針としてはならない。ただ来世での報いを得られるという根拠のない理由だけを当てにしてアキーカを行ってはならない。

Q.276 (029-02)

私は軍で従者として働いています。朝7時に起床し、午後3時に帰宅します。昼食の時間は11時30分から12時までですが、ズフルの礼拝の時間は12時20分までです。よって、水曜、土曜と日曜の週3日を除き、ズフルの礼拝を遂行することができません。金曜の集団礼拝とズフルの礼拝ができる方法を模索する努力をしていますが、うまくいきません。この問題に対してご意見を頂けますでしょうか。

A.276

任務が終わった後、午後3時にズフルの礼拝を行う時間が取れるだろう、というのが我々の見解である。その時間ならまだズフルの礼拝の時間帯である。そのせいで他の兵員と一緒に帰る時間がなくなるのなら、その前に10分程待ってもらえるよう将校に頼めばいい。軍勤務者の厚生団体によれば、軍職員の宗教に関する要請は快く受理するとのことだ。

金曜の集団礼拝に関してだが、軍はそれに参列することを認可しており、送迎のためのトラックなどを用意している。規律正しい兵員であれば、礼拝に行く許可を得られるはずである。とりわけ、もしイスラム教徒の同僚が数多くいるのなら、集団礼拝へ行く認可を高級将校に対し集団で要請するといい。あるいは軍勤務者の厚生課に認可の申請をしたらいいだろう。

以上が我々の考える最善の策である。

Q.277 (029-03)

人が亡くなってから3日後、7日後、40日後、そして年ごとの命日に故人を供養する儀礼(“makan turutanah”)を行うことは合法ですか。

A.277

この件に関しては、この雑誌で何度も回答している。この儀式を行ったというコーランやハディース、あるいは教友らの文言は存在しない。したがって、そのよ

うな行為は宗教の教えにはない創作である。死者の魂を救い、助けると信じてそのような儀式を行うわけだが、それはことに間違いであり、馬鹿げた行為である。アッラーは次のように仰せになった。

「人間は、自分の努力したこと以外、報酬を得ることはない」

その儀式は、無駄で無意味な行いであり、ビドアである。

Q.278 (029-04)

軍人や警察官が半ズボンの制服を毎日着用するのはどうなのでしょう。法的にはどうなりますか。

A.278

男性のアウラ[露出してはいけない身体の部分]は膝から臍の部分が望ましいとするのがウラマーらの一致した意見である。しかし、それを義務とするコーランやハディースの文言はない。また、とりわけアーマッドとブハーリーの伝承による以下の2つハディースの疑わしさを否定する言及も見当たらない。

「アナスは伝えている。カイバルの戦いの日、神の御使いが太ももを出して、彼の白い肌を見ました」(アーマッドとブハーリーの伝承による真正ハディース)

もう一つのハディースは以下の通りである。

「アブー・ダルダは伝えている。私が預言者(彼に神の祝福と平安あれ)と共に座っていた時、突然アブー・バカルがやって来て、膝が見えるまで布をたくし上げた」(アーマッドとブハーリーの伝承による真正ハディース)

このハディースの他にも、教友らの前で預言者ムハンマドが膝や腿を出し、肌を見せたことを示す真正あるいは脆弱なハディースがいくつか存在する。

男性のアウラを臍から膝までと定めるウラマーらは、次のハディースを典拠としている。

「あなたは自分の腿を見せてはならない。また、生きている者あるいは死んだ者の腿を見てはならない」(イブン・マージャの伝承によるハディース)

もうひとつ使徒ムハンマドの言葉を挙げる。

「おい、ムアンマルよ。両腿を隠しなさい。両腿はアウラである」(アーマッドの伝承によるハディース)

同じような内容のハディースは他にもいくつか存在する。しかし、学者たちが調べた限りでは、腿を隠すよう命じたというハディースの信憑性は低いという。

最終的な見解として、男性のアウラの根拠を断定するためには、冒頭に挙げた2つのハディースを否定

すること、もしくは膝を隠す事を義務とする真正なハディースを示すことで正確な説明をしなければならない。しかしながら、我々が言えるのは、アウラを隠すというのは臍から膝までであるというのがせいぜいである。これははっきり定められた法ではなく、単にそれが望ましいとするウラマーらの合意である。

Q.279 (029-05)

カラムの第16号の中で、「夫婦の間で触れ合っても、ウドゥー [礼拝のための浄め]は無効ではない」と回答されていましたが、そう判断しているのはシャーフィイー学派ですか、あるいはハナフィー学派ですか。どの学派の見解なのか説明がありませんでした。

A.279

この質問に対して質問を返したい。ある学派がいいと言って、ある学派がだめと言ったら、質問者はそれを規範とするのだろうか。イスラム教はコーランや使徒ムハンマドのスンナを強い規範とするのではないのだろうか。いずれにせよ、イマーム・シャーフィイーやハナフィーなど、その学派の学者たちは、もし自分たちの見解がコーランやハディースに反すると判断したならば、それを棄て、コーランとハディースを規範とせよと述べている。より確実なのはコーランとハディースである。彼らの見解はハディースの解釈におけるイジュティハード [特定の方法論によって法規定を導き出す営為] と主観によるものであり、意見の違いは「見解の相違」の問題なのである。

広く且つ豊富な宗教上の知識をもとに、宗教に関する問題の解釈を行ってきたイマームらのことを、我々は高く尊敬し、讃える。彼らは思想と解釈の主流をもたらし、大勢がそれに従っている。一方、それに従う大衆は上述の警告を忘れ、それゆえ過去に解釈の分裂が生じた。こうした追従者の狭い見ゆえに、イスラム教徒の間で解釈の違いによる多くの争乱が起こった。

それゆえ、我々信徒は現在次のことを認識するに至った。各学派のイマームらが先駆けとなってもたらした解釈を尊重するが、それはしばしば的確な道から逸脱することがあり、原典であるコーランやハディースの目的に立ち戻って解釈する必要があるということである。これは昔、イスラムの興隆した時代の人々が従っていた方法である。そこで、我々は次のことを問いたい。4人のイマームたちの意見をより重視するのか、あるいは原典となる伝承、すなわちコーランとハディースを規範とすべきなのか。

Q.280 (029-06)

コーランの節をアラビア語以外の文字で書いたり、あるいはマレー語の綴りに従って書いたりすることは禁じられていますか。

A.280

使徒ムハンマドの時代、あるいはコーランの啓示が下った時から現在に至るまで、一部たりとも文字が変えられることはなかった。これはイスラム教徒によって厳しく守られてきたことであり、もし他の綴りなどに変換されたとしたら、節の意味が変わってしまい、またその趣旨を損なうことになる。よって、それはイスラムによって厳しく禁じられている。文字を変更することは、有効な拠り所としての原典がないキリスト教のような別の宗教の聖典と化してしまえよう。すなわち、啓示が下ってから現在に至るまで、一部たりとも改変されることがなかったコーランとは別物と化してしまうのである。

Q.281 (029-07)

イスラム教徒の一部に犬を飼っている人々がいます。法的にはどうなりますか。

A.281

ムスリムの伝承によるいくつかの真正ハディースの中で、ある時使徒ムハンマドが犬を殺すように命じ、後に獵犬や羊の番犬として飼うことを許可する命令を出したと伝えられている。そのハディースは以下の通りである。

「イブン・マゲフルは伝えている。神の御使いは私たちに犬を殺すよう命じ、次のようにおっしゃいました。『人がなぜ犬を好むのか分からない!』その後、神の御使いは獵犬と羊の番犬を飼うことをお許しになりました」(ムスリムとナサーイの伝承による真正ハディース)

もうひとつハディースがある。

「獵や家畜の番及び農地を見張る犬以外の犬を飼う者は、アッラーからの報償が2 キーラート [貴金属、宝石類の重量の単位] ずつ減少する」(ムスリムの伝承による真正ハディース)

もうひとつ挙げる。

「作物や家畜の番をする犬以外の犬を飼う者は誰でも、毎日2 キーラートずつ彼の善行が減少する」(ムスリムとナサーイの伝承による真正ハディース)

これに関連するハディースは他にいくつかあり、真つ黒な犬を全て殺すよう命じたと伝えるハディー

スや、両目の上に白い斑点のある真っ黒な犬を殺すよう命じられたと伝えるハディースもある。

犬に関して言及しているハディースはこの他にも数多くあるが、このコラムの紙面は限られているので、以下のようにまとめれば足りるだろう。

- 1) 真っ黒な犬、あるいは顔に白い斑点のある黒い犬を殺すよう命じられた。その理由はおそらく、子供が、あるいは時折老人も怖がることがあったからだ。
- 2) 家や水田などの番をするため、あるいは鶏、アヒル、羊などといった家畜の番をするためなら犬を飼うことが許された。
- 3) 猟をする時や、強盗などから自分の身を守ってもらうために犬を飼うことは許されている。
- 4) 守護天使や死の天使以外の天使は、犬のいる家に入ろうとしない。
- 5) 犬の餌皿はしっかり洗わなくてはならない。
- 6) 室内ではいけないが、家の外に隔離する場所を作って飼うならば、どんな犬でも飼うことが許されている。

外国で犬を飼っている人々のように、大型犬だろうと小型犬だろうと一緒に寝たり食事をしたりすることは許されず、禁止されている。以上、これらのハディースの説明により、質問者が満足してくれることを願う。

Q.282 (029-08)

預言者ムハンマドはハジになったのでしょうか。もしそうなら、呼び名は何と言いますか。

A.282

使徒ムハンマドは生きている間、何度か小巡礼(umrah)を果たし、死の直前にハッジヤトル・ウィダー[別離の巡礼]を行った。その最後の巡礼の際、信徒らの前で有名な説教を行った。その時まさに最後の啓示が下り、「この日、アッラーは高貴なるイスラム教を完成された」とおっしゃった。ここから明らかのように、預言者ムハンマドはメッカ巡礼を果たしたが、ハジという呼称を名前の冒頭、あるいは最後に付けなければいけないということはない。より詳しくは、カラム社から出版された預言者ムハンマドの本を読むことを勧めたい。そのなかの4章から高貴なる預言者ムハンマドの伝承をより明瞭に知ることができるだろう。

Q.283 (029-09)

なぜマレー人はジャウィ文字を廃止し、代わりにロー

マ字を使用しようとしているのでしょうか。

A.283

一番の理由は、文字の変更が政策を立案する教育局によって公認されたからだというのが我々の見解である。政策の根拠は、他の民族が使用できるようにするため、さらにはマラヤという独立した国家の統治へと統合する構想へとつなげていくためである。それが適正かどうかは別として、その政策は政府が主導しているため、「我々」の大半の支持を得ていることは明らかだが、一部に仕方がなくそれに従っているだけの人も、従いたくない人もいる。我々みんなが知っている理由で、本当の意見を言えない人もいる。

政府が表記の変更を促進した狙いは当初知られていなかった。ローマ字表記推進派はローマ字表記の導入によってのみ社会的発展が達成できるという考えがあった。しかし、ついに背後にいた勢力の狙いが明らかになった。その構想は、以下の通りである。シンガポールのマレー語学校におけるマレー語教育は1、2年のみ、それもたったの数時間しか行われず、その後は英語で教育が行われる。これは、中途半端なまま不完全な結果とすることを意図したものだ。マレー語学校の教師はマレー人よりも外来者の方が多い。この処置が講じられた背景はほかにもあると考えられる。ジャウィの廃止によってイスラム教徒の子供たちを宗教の教えから遠ざけようとする勢力の存在である。彼らが知るところの宗教の教えは、単に死の準備のための教えだけを説くよう指示された「ウラマー」を利用することでは、これ以上毒することができないからだ。

Q.284 (029-10)

生徒たちがますます勤勉に宗教学校へ通うよう、関心を向かわせるにはどのような手段がありますか。

A.284

子細に検討すると、生徒たちの勉強が遅れ、宗教学校に通いたがらない理由は、宗教学校が多くの子で生徒たちの関心を惹きつけていないからである。それは真のイスラム精神を育むものではない。また、宗教学校の教師は、他の民族学校の教師のように教育のための訓練を受けていない。他の民族学校の教師は、教師になる前に師範学校に何年間か通っている。さらに、宗教に関する書物も、現在の状況に適応した内容になるような改訂がなされていない。

さらに、学校ごとに教育が一致しておらず、勉学を続け、より完璧な状態にするための中等学校もない。

上記の回答から明らかなことは、生徒が勤勉に宗教学校に通うようになるには、学校の運営体制の整備と教師の訓練が必要である。これを達成するためには、宗教学校の教師のために師範教育を行うことが重要である。

Q.285 (029-11)

ある華人の夫婦がイスラム教に入信しました。妻はイスラム教に入信する前に妊娠し、入信後に子供が生まれました。その子供は法的にはどうなりますか。

A.285

その子供はイスラム教徒の子供である。子供は十分な年齢に達したところでイスラム教徒となり、イスラム教徒としての責任を負うようになる。

Q.286 (029-12)

我々の男女の大半が、とりわけハリラヤ[祝祭、断食明けの祝祭を指すことが多い]の日に大勢で続々とお墓参りをします。一部には、墓碑に向かって長生きできますように、あるいは生活が楽になりますようにと祈りながら口づけをしている人がいます。これは法的にはどうなりますか。

A.286

ムスリムとブハーリーの伝承によるいくつかの真正ハディースによると、墓参りは男女にとってのスナである。墓参りは、死者に願掛けをしたり、あるいはアッラーからの恵みを得たりするためではない。花をばらまいたり、そこで安息香を炊いたりするためでもない。あるいは「墓地の首領」のために賽銭箱にお金を入れるためなどでもない。墓参りをするのは、墓に眠る信徒たちがアッラーから恵みと赦しが得られるよう冥福を祈るため、来世のことを思い起こし、彼らと同じように自分たちもいつかそこへ行くことを思い出すためである。このような自覚により、悪行を避け、良き命令を実行することができる。

預言者ムハンマドの墓参りに関する伝承は次の通りである。

「預言者ムハンマドは、墓参りをした時、『墓地の住人である信者たちに平安あれ。そして、もしアッラーの御心ならば、我々もあなたたちに会えるだろう』と祈った」(ムスリムの伝承による真正ハディース)

もう一つ、預言者ムハンマドが次のようにおっしゃったと伝えられている。

「墓地の住人であるあなた方信者たち、ムスリムたち

に平安あれ。アッラーが思し召すならば、我々もあなた方のお仲間に加わるのです。我々は、我々やあなた方のために平安を祈願します」(アーマッドとムスリムの伝承による真正ハディース)

これが墓参りの際に行うべき見本である。墓場は、墓に眠る人たちを、自分の願いごとを聞いてもらうための媒介にする場所ではない。彼らが媒介となると信じた時、それは他のものとアッラーを併置する行為として見なされることは否定できない。アッラーを他のものと併置することは、不信行為である。

■第30号 [Qalam 1953.1: 41-43]

Q.287 (030-01)

- 1) ヌグリ・スンビラン州で見られるような、母系社会を基本とした慣習法に則り、特別に女性が遺産を相続することは合法ですか。
- 2) 知識はないが宗教的实践を積む、あるいは知識はあるが実践を積まない、どちらが良いでしょうか。また、それはどのような結果をもたらしますか。

A.287

- 1) 遺産の分割法に関しては、聖なるコーランの中でアッラー(強大かつ崇高なるお方)は、男性は女性の2倍の額を相続すると説明している。このアッラーの決定に変更を加えることはイスラム法に反する行為であり、背信へとつながる。母系の慣習はジャーヒリーヤ[イスラム以前の無明時代]の慣習であることは疑いの余地もなく、イスラム法に相反するものである。このため、新聞で度々報じられているように、ヌグリ・スンビラン州のウラマーや聡明な住民はこのジャーヒリーヤの慣習を廃絶できるよう熱心に活動している。
- 2) 知識がないまま宗教的实践を積むことは無意味であり、知識の追求している最中の者を除き、その行いは否定される。一方、知識があるにも関わらず宗教的实践を積まないことは大罪である。学者の半分が言うには、そのような者は復活の日、偶像崇拜者よりも先に苦痛を受けることとなる。

Q.288 (030-02)

40人に満たないまま金曜の集団礼拝を行うことは合法ですか。また、金曜礼拝の後に昼の礼拝を行ったら法的にはどうなりますか。

A.288

礼拝者が40人に満たない地区でも、集団礼拝を行うこ

とができる。これはアブー・マスード・アル＝アンサーリの伝える次のようなハディースを規範とする。

「メディナに初めて到来したムハジリン族はムサーブ・ビン・ウマイルであり、預言者ムハンマドの到来前に初めて集団礼拝を行ったのもこの人物である。その時の人数は12人であったと言われている」(アル＝タブラニによる伝承)

一方、ウナム・アブドゥッラー・アル＝ダウシは次のような預言者ムハンマドの言葉を伝えている。

「たとえ4人しか住人がいなかったとしても、イマームがいる地区では集団礼拝をおこなわなくてはならない」(アル＝タブラニによる伝承)

金曜礼拝の後に再度昼の礼拝を行うことは**ビドア**であり、コーランやハディースの中でそのような行為に関する言及はない。

Q.289 (030-03)

使徒ムハンマドは、アザーンと礼拝の説教との間に、2ラカートのスナナの礼拝を行ったことはありますか。

A.289

預言者ムハンマドがそれを行ったという文言はない。ムスリムの伝承による真正ハディースの中で次のような言及があるだけである。

「大浄を行って金曜礼拝を訪れた者が、スナナの礼拝を出来る限り行い、イマームの説教を最後まで座って傾聴し、そしてイマームと一緒に礼拝をすれば、次の金曜日までの間、アッラーは彼の罪をお赦しになるだろう」

「モスクでの挨拶」としてのスナナの礼拝以外、アザーンの後に、いかなる礼拝も許したという使徒ムハンマドや教友らの文言はない。カティブ[説教者]の説教中にモスクに来た者に許されているのは、「モスクでの挨拶」として行う礼拝だけである。

Q.290 (030-04)

『カラム』第26号に、インドネシアの大臣らがイード・アル＝アドハー[犠牲祭]の礼拝を行っている写真が掲載されていますが、彼らは異教徒の服装(ネクタイ)をしています。ハジ・アブドゥル・ラシード・バンジャリー尊師は『大原則』という論文の中で、「ネクタイのような異教徒の格好をすることは信仰心の破壊を意味する」と述べています。

A.290

尊師の意見は、敬虔さが度が過ぎている。その人物が

信仰心を保持しているならば、異教徒の服装をしているからといって信仰心を損なうわけではない。しかし、もし異教徒の服装をすることで異教徒になったつもりになり、あるいは異教徒がやるようなイスラム法で禁じられた行為に及んだとすれば、その時初めて「異教徒の同類」と見なすことができる。それこそが信仰心の崩壊であり、その人物は異教徒の集団の一員に数えられるのである。

Q.291 (030-05)

1) フシン・アル＝マスーディ・アル＝バンジャリー氏の著作『使徒ムハンマド時代の男児や子供たちの歴史』の中に次のことが書かれています。

「使徒ムハンマドの乳母になる前、スワイバ・アル＝アスラミアは使徒より2歳年上のサイディーナ・ハムザに乳をあげていた」

2) この本には、アブドゥル・ムッタリブは140歳で亡くなったと書かれています。一方、『ヒカヤット・アミル・ハムザ』の中では、サイディーナ・ハムザは195歳の時にメッカに戦から戻って来られ、その時は預言者ムハンマドが使徒になったばかりの頃だったと書かれています。ここからすると、その時サイディーナ・ハムザは預言者ムハンマドより155歳も年上だったということになります。上記の相反する記述はどちらが正しいのでしょうか。また、私の疑問を払拭できるイスラムの歴史書が他があれば、その題名を教えてください。

A.291

フシン・アル＝バンジャリー氏が書いている通り、サイディーナ・ハムザは預言者ムハンマドより2歳年上というのが正しい。また、アブドゥル・ムッタリブは、140歳ではなく、80歳で亡くなった。より詳しくはイスラムの歴史の本に書かれており、そのひとつとして「カラム」出版の『ムハンマド(彼に神の祝福と平安あれ)』が挙げられる。

Q.292 (030-06)

「殉教者」とはどのような人のことを言い、その優位性はどこにあるのでしょうか。

A.292

殉教者とは誰のことで、その優位性と高貴さがどれ程のものかについて、コーランや使徒ムハンマドによってはっきりと言及されている。ブハーリーとムスリムの伝承によるハディースの中で、アブー・フライラは

次のような使徒ムハンマドの言葉を伝えている。

「至高なるアッラーは、故郷を出てアッラーの道のために戦いに行く者に対して次のような保証をされている。すなわち、殉教者に対しては樂園を、無事帰還する者に対しては報酬と戦利品である」

「ムハンマドの命を手中にされているお方(アッラー)に誓い、アッラーの道で負傷した者は、審判の日、傷を負った姿のままでやって来る。その色は鮮血の色だが、匂いはじゃ香の香りである」

「ムハンマドの命を手中にされているお方に誓い、もし一部の信徒らのために軍馬を用意することができ、私と共に遠征に連れていくことができたならば、彼らは遠征に行けないと悲しむことはなかっただろう。また、私も留まることなく、アッラーの道のための軍勢に加わっていただろう」

「ムハンマドの命を手中にされているお方に誓い、私はアッラーの道のために戦って死し、そしてまた戦って死し、そしてなお戦って死すことを望んでいる」

上記の高貴なるハディースの中で、殉教者たちはアッラー(最も勇敢で高貴なるお方)によって樂園に入ることが保証されると規定されている。これはコーランの中でアッラー(偉大にして祝福に満ちたお方)によって約束されたことである。それは次の通りである。

「まことに神は、樂園と引き換えに信者たちの命と財産を買い給うた」

宗教を守るために戦死した者のことを「殉教者」と呼ぶ理由は、聖なるコーランの節や高貴なるハディースの中で書かれているように、アッラーが証人となり、その者は樂園によって報われることが保証されているからである。もともと、殉教者とは宗教を守るために戦場で死亡した者を指していた。その者たちは現世と来世における「殉教者」として知られている。後に、より広い意味が加わり、事故や病気によって死亡した者たちも含まれるようになった。使徒ムハンマドによると、それは以下のような死に方をした者たちである。すなわち、溺死、焼死、壁の倒壊の下敷きになって死亡した者、病死(コレラ、天然痘、臓器の癌、結核、癲癇、熱病などといった重病)、出産のために死亡した者、蛇に噛まれて、あるいは毒針を持つ昆虫に刺されて死亡した者、知識の追究あるいは巡礼の際に死亡した者、アッラーの法を解説しようと誠実に奉仕したウラマー、名誉や財産あるいは命を守るために殺された者たちである。彼らは全員、来世の殉教者と呼ばれる人々である。すなわち、彼らは来世において殉教者としての報酬を

得るが、現世においては一般的な死に方をした人々と同じように清められ、身体を布で包まれ、礼拝が捧げられる。一方、宗教を守るため戦場で死亡した者が清められ、布で包まれ、礼拝を捧げられることはなく、血の付いた服を纏った状態でそのまま埋葬される。これは、ウフドの戦いの場で戦死した殉教者に対する使徒ムハンマドのハディースを規範としている。

「彼らの傷と血でもって彼らを包みなさい」

殉教者とは、信仰の精神に突き動かされ、現世で不名誉な人生を送るよりも正義を守るために死すことの方がより高貴だと信じた人のことである。また彼らは、現世と引き換えに来世を買った人々であり、自分の命をアッラー(最も勇敢で高貴なるお方)に売り、アッラーの悦びを得た人々である。彼らはこの世の束の間の生よりも来世における永遠の生を重視し、自分たちの宗教と祖国を守るために進んで犠牲となった人々なのである。

Q.293(030-07)

イスラムにおける隣人の権利とは何でしょうか。シンガポールのイスラム社会、とりわけ私の地元は非常に嘆かわしい状況にあり、イスラム教によって命じられた隣人間のマナーは全く守られていません。隣人の権利に関するイスラム法と、その重要性について説明して頂けますか。

A.293

我々の隣人が多神教徒であろうと同じ宗教を信じる同胞であろうと、イスラム教は隣人の権利を非常に重要視している。コーランの節や使徒ムハンマドのスンナであるハディースには、この質問に関する説明が溢れる程あり、もし十分にその権利を尊重すれば幸福な社会の建設を実現できるとしている。隣人の権利などに関するアッラーの命令のひとつとして、コーランの「婦人」章第36節には次のように記されている。

「アッラーを崇めよ。他の何ものをもアッラーと共に崇めてはならない。両親に優しくあれ。また親戚、孤児、貧者、親戚の隣人、または親戚ではない隣人、同僚、旅人、そして奴隷に対しても。アッラーが傲慢不遜な者を愛し給うことはない」⁷⁾

アッラーがいかに隣人の権利を重視し、互いを愛

7)「アッラーに仕えまつれ。他の何者をもともに崇めてはならぬぞ。両親には優しくしてやれよ。それから近い親戚にも孤児にも貧民にも、また縁つづきのものや血縁の遠い被保護者、(僅かな期間でも)一緒に暮らした友、道の子、自分の右手の所有にかかるものたちにも。威張りかえった高慢な人はアッラーは好み給わぬぞ」『コーラン(上)』pp.137-138。

し、助け合う気持ちがいすラム社会の中に広がるよう強調しているかを見るといい。隣人の権利がどれ程重要かについて、使徒ムハンマド(彼に神の祝福と平安あれ)によっても次のように説明されている。

「天使ジブリールは何度も私に隣人への権利を遺言し続けたので、ジブリールは隣人にも財産の相続をさせるつもりなのだと考えたほどであった」

つまり、度重なるジブリールの要請により、ジブリールが隣人を縁続きの相続人にしようとしていると預言者が考えたほどであった。さらに詳しく解説しよう。使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「隣人には、ひとつの権利を有している者、2つの権利を有している者、3つの権利を有している者がいる。3つの権利を有しているのは、同じいすラム教徒で親戚の隣人である。彼らは、隣人として、いすラム教徒として、そして親族としての3つの権利を有している。2つの権利を有しているのはいすラム教徒の隣人で、彼らは隣人として、そしていすラム教徒としての権利を有している。ひとつの権利を有しているのは多神教徒の隣人である」

いすラム教が、どれ程許容性がある宗教が分かるだろう。多神教徒の隣人とも良き関係を築き、彼らを傷つけてはならないと命じている。隣人の権利を侵害する者に対して、使徒ムハンマドは非常に厳しい警告をしている。

『「アッラーに誓って彼は信仰者ではない、アッラーに誓って彼は信仰者ではない、アッラーに誓って彼は信仰者ではない！」そこで周りの人が尋ねた。『アッラーの御使いよ、それは誰のことですか』そこで御使いは答えた。『それは隣人の安全を脅かす者である』』

以上が隣人に対して乱暴な態度を取る者に対する法である。預言者ムハンマドは、そのような者は知らないうちに信仰から遠ざかるとみなしている。最後に、いすラム教徒が当然守るべき隣人の権利に関して、次の使徒ムハンマドの言葉について考えてみたい。

「隣人の権利とは何かを知っているか。それは、もし隣人に助けを求められたなら助け、もし(敵を防ぐために)加勢を求められたら加勢し、金を貸して欲しいと求められたら貸してやり、貧困に陥っていたなら繰り返し援助をし、病気の時は見舞い、亡くなった時は葬儀に参列し、隣人に何かいい事があった時は祝福し、災難に遭った時(死亡など)お悔やみを述べ、許可を得た時以外は隣人の家よりも高い家を建ててはならない。もし果物(あるいは何かしらの手みやげ)を

買った時はそれを少し分けてやり、もしそれができないなら隣人の目につかないように隠し、子供がそれを持ち出さないようにしなければならない。なぜなら、それによって隣人の子供が傷つくからである」

以上がいすラムの教えであり、称賛すべき礼儀である！

■第31号 [Qalam 1953.2: 43-45]

Q.294 (031-01)

『カラム』第30号に、インドネシアで開かれた預言者ムハンマドの生誕祭を祝う催しの写真が掲載されていますが、その中に男女が混じって参列しているのが写っています。その婦人グループの中に、いすラム法で禁じられているアウラを人前にさらしている女性たちがいます。このようなことは法的にはどうなりますか、マラヤのいすラム教徒がこれを手本としてもいいのでしょうか。

A.294

そのように男女が混じることはもちろん禁止である。この催事は、もとは使徒ムハンマドへの尊崇を目的に行われていたが、禁止行為が発生しているせいでその目的が損なわれてしまった。コーランの節や預言者ムハンマドのハディースの中には、いすラム教徒の男女の交際に関する記述が非常に多くあり、一般的に広く知られていることである。より詳しくは、カラム社から出ている『いすラムの女性』という冊子を読むことを勧める。その中でより明瞭な回答がなされている。マラヤのいすラム教徒は、インドネシア、パキスタンやアラブ諸国などの住人の振る舞いではなく、原典、すなわちアッラーの聖典コーランと使徒ムハンマドのスナナを手本としなければならない。

Q.295 (031-02)

- 1) UMNO[統一マレー国民組織]の一般の党員が、党の販売する「UMNO宝くじ」を購入することはシュブハ[疑わしいもの、ゆえに避けた方がいいもの]と見なされ、罪を犯すことにはなりませんか。
- 2) ここマレー半島で行われている「文通」活動のように、男性と女性が手紙を出し合うことで関係を持つことは、法的にはどうなりますか。

A.295

- 1) 使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。
「あなた方が嫌悪すべきもの(いすラム法で禁じられた卑しい行為)を見た場合、手(力)でそれを改

善し、正すべきである。そしてもしそれができない場合は、舌(忠告と説教)でそれを正すべきである。そして、もしそれさえできない場合は心(そうした行為を拒否し、それがなくなるよう祈ること)で制さなくてはならない。それも小さな信仰の一端である」

ここで明らかなのは、ムスリムはそれぞれイスラム社会で日々起こっている問題に対し大きな責任を負う、ということである。そして、もし卑しい行為を知ったり、見たり、聞いたりした時は、その行為の主体が個人あるいは集団であろうと、または責任のある立場の役人や行政であろうと、それを廃絶するためにできることは何でも行い、自分の責任を全うしなければならない。

- 2) 頹廃や悪事をもたらさない限り、文通それ事態は禁じられてはいない。禁じられているのは文通ではなく、そこから生じる結果である。また、行為そのものが良いものであっても、弊害や頹廃をもたらす行為はイスラム法によって禁じられている。

Q.296 (031-03)

なぜマラヤ連邦にもシンガポールにも、インドネシアのようなラジオのアラビア語放送がないのでしょうか。

A.296

この質問については関連のラジオ局に問い合わせるのがいいだろう。我々の見解としては、アラビア語放送がないのは、ここマラヤとシンガポールにおいてアラビア語を解する人々がそれを求める声を上げていないからである。普通なら、ラジオ局は多くのリスナーからの要望を聞き入れようとするものである。ゆえに、もし数多くのリスナーがアラビア語番組をここマラヤで放送してほしいと求めたなら、きっと良い扱いが得られるだろう。インドネシアに関してはまた状況が異なる。インドネシアにはアラビア語を解する人の数が非常に多く、国内におけるアラビア語を話す中東の人々の事情を聞かせようとする傾向にある。また中東にいるアラブの人々に対しても、インドネシアに住む彼らの親類たちの状況や事情を伝えようとしているからである。

Q.297 (031-04)

マレー人、華人あるいはインド人といった一つの集団の意思だけでマラヤの独立を達成することは可能でしょうか。

A.297

独立を達成するためにマレー人が真に団結して要求し、一生懸命努めれば、マレー人だけで独立を勝ち取することは可能である。もし華人やインド人らが独立運動を邪魔せず、逆に彼らがその活動を支持してくれたなら、マレー人はより容易且つ迅速に独立を達成することができよう。しかし、たとえこの国に住む他の集団が支持したとしても、もしマレー人同士が分裂し、対立していたなら、ますます独立は遠ざかることになる。華人あるいはインド人だけで独立できるかどうかに関してだが、我々の考えでは、彼らは自分たちだけでこの国の独立を要求しようとはしないだろう。なぜならば、彼らはこの国で未だ微妙な政治的地位にあり、だからこそ彼らは、マレー人と同等の政治的地位を得るため、マレー人に対して友好的であろうとしてその望みを探っているからである。その他にも、この国にいる華人やインド人は、規模の大小はあるが大半が資本家であり、大抵資本家にとって独立という問題は重要ではない。彼らが重視するのは、彼らの経済利益の安定と発展である。

Q.298 (031-05)

あるイスラム教徒が、姦通や飲酒などといったイスラム法上の禁止事項を認識しているにも関わらず、後で悔い改めることを誓って故意にそういった行為に及んだ場合、それは宗教上、違反行為と見なされるのでしょうか。

A.298

その行為はもちろん重大な違反である。「後で悔い改めることを誓う」ことで彼に利益がもたらされるわけではない。彼は自分の寿命を予め知ることができるのだろうか？ 注意しなければならないのは、もし現世と来世における生活の安寧を本当に願うならば、このような考えに騙された者を手本としてはならない、ということである。

Q.299 (031-06)

華人や他の民族の異教徒がイスラム教を信仰する場合、彼らはどの民族に数えられるのでしょうか。マレー民族ですか、アラブ民族ですか、あるいは出身民族のまま変わらないのでしょうか。

A.299

イスラム教における民族の定義は、現在の政治用語として使われている定義とは異なる。イスラム上の民族

の定義では、信仰の原則とイスラムの五行を信じ、神の命令をあまねく実行し、禁じられたことを避ける者たちを言う。これらの条件を満たした者は誰しもが「ムスリム」と呼ばれる。この定義の条件を満たした者は、イスラムの政治用語では「イスラム」であり、民族としては「ムスリム」である。このイスラムの教えやその政治体制によれば、例えば「中国のムスリム」、「アラブのムスリム」そして「マレーのムスリム」などというように、「ムスリム」の誰もが自分の出身国に照らされて呼ばれるということに間違いはない。しかし、民族や民族主義、あるいは政治上の理想や目的はイスラム式あるいは「イスラム主義」に則ったものでなければならない。

イスラムにおいては、現在使われている政治的解釈に則った民族の定義は認められていない。すなわち、血統、生まれた場所、その国に住んでいた期間あるいは父親や夫の民族に基づいた定義である。使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「厳密に部族意識を追求する者は、我々の一員ではない」

すなわち、イスラムには現代のような民族の定義はないということである。

民族や国家の形成に関するイスラムの教えやその政治体制の意味を理解していない者は、「イスラム」とは宗教のことであり、民族主義を指す言葉ではない、あるいは「ムスリム」は民族を指す言葉ではないと言う。西欧式の定義に従うならば、確かにその通りである。冒頭で述べたように、イスラムにおける民族の定義は現在の西欧のそれとはだいぶ異なるからだ。しかし、もし彼らの意図がこれとは別ならば、彼らは実際、イスラムに関する知識がなく、何も理解していないということになる。

Q.300 (031-07)

あるイスラム教徒が意図せずして、キリスト教徒が偶像崇拝を行い、ピアノを弾く教会に入りました。その人物と一緒に弾きましたが、それが非難される行為かどうかを知らずに行いました。また教会を訪れた理由も、キリスト教徒の友人に強要されたからでした。これは法的にはどうなりますか。

A.300

そのようなことを意図せずに行ったと聞いて我々は非常に驚いた。その人物は教会のことを知らないのだろうか。特に「一緒に弾きました」という言葉を聞いて

驚いた。いったい何のために弾いていると思っていたのか。おそらく教会で行われた演奏「行動」に追従して一緒に弾いたのだろうが、それは演奏ではない。それは礼拝である。教会に入り、そこで共に礼拝したことを、故意ではないと言って筋が通るのだろうか。

故意ではなかったと言った後に、「キリスト教徒の友人に強要されたから」と続けている。

これは単なる言い訳である。イスラム法で知られている強要とは、拒否できない力が及び、財産あるいは自分の名誉や命を守るためにそれをせざるを得ない状況のことを言う。

しかし、もしその強要された人物が本当に信仰心を持ち、自分の宗教の名誉を守ることを知っているならば、友人からの強要は拒否できたはずである。

しかしながら、その人物は大きな罪を犯してしまった。よって、アッラー（寛容且つ慈悲深いお方）に対してそれを悔い改めなければならない。

Q.301 (031-08)

イスラムの教えでは、妻が夫に従順であるよう命じています。どのような夫に従順であるべきなのでしょう。5回の礼拝の義務を怠り、イスラム法を学ぼうとせず、アッラーの教えに反した行為に夢中になるというような、至高なるアッラーの法に従わない夫ですか。そのような夫にも従順であるべきなのでしょう。

A.301

妻が夫に従順であることは、平和な家庭生活を守り、促すためにとても重要な義務一つである。その従順さこそ、完璧な家庭における、そして夫婦関係における基本条件となっている。一方夫は、家庭において公平で思いやりのある良き管理者になる義務がある。夫に対する妻の不忠が許されるのは、アッラーの命令に反する行為を夫が妻に命じた時である。ハディースには次のように記されている。

「いかなる神の創造物（人間）の命令であろうと、アッラーの命令に反した行為を命じるものならば、それに従ってはならない」

質問のような、アッラーの命令に従わない夫に対してはまた別の法が適用され、その法に関してはイスラム法学書に記載されている。その場合、法は離婚の権利や離婚宣言にまで及ぶが、妻の夫に対する従順さとはまた別の問題である。家庭と夫婦関係の平穏と平和を守るため、夫に従順であることは妻にとっての義務である。

Q.302 (031-09)

夫は忠実にイバーダートを果たしていますが、妻はイバーダートを行うよう命じられていない、あるいはイバーダートに関する知識が全くなく、また夫もそれを教えることがなかった場合、誰が罪を負うことになりますか。夫ですか、あるいは妻ですか。

A.302

無知な妻に対して、義務行為の本質について教えることは夫の義務である。また、たとえ力行使せざるを得なかったとしても、妻にイバーダートを行うよう命じなければならない。コーランの節の中で、アッラーは次のように仰せになっている。

「おお、信仰する者たちよ。地獄の業火から自分と自分の家族を守りなさい」

つまり、夫はその責任と義務を果たさなければ罪になるのだ。

イバーダートを行わない妻に関してだが、彼女自身も罪を免れることはない。なぜなら、彼女にもイバーダートについて学び、追求する義務があるからだ。無知だからといって、罪を免れることはない。

Q.303 (031-10)

金曜の集団礼拝の前に、モスクで大声を上げてコーランを読んだら法的にはどうなりますか、それは禁止されていますか。

A.303

礼拝中の他の人たちの妨害にならない限り、モスクでコーランを読むことは求められている。その声の大きさが他人を妨害する程に至った時、それは禁止となる。

Q.304 (031-11)

『カラム』第30号で、サイディーナ・ハムザは使徒ムハンマドより2歳年上と書かれていましたが、ハムザはアブドゥル・ムタリブの息子、すなわち預言者ムハンマドの叔父に当たりますか。

A.304

その通りである。

Q.305 (031-12)

女性が、非近親者の男性に対して、宗教指導者として敬意を表して手に口づけをする、あるいは握手することは許されますか。

A.305

イスラム法の中に、手に口づけをせよという命令はな

い。しかし、宗教指導者を敬うことは宗教で要求された義務であり、イスラム法に触れない限り、その表し方はそれぞれの地域やウンマの習慣に則ることが許されている。

女性が非近親者の男性と握手することに関しては、禁じられている。ここであなたに忠告したいのは、預言者ムハンマドが女性から忠誠の誓いを受ける時、男性から受ける時とは違って握手をすることはなかったということである。

■第32号 [Qalam 1953.3: 7-10]

Q.306 (032-01)

貨幣そのものは清浄であるという理由で、賭博あるいは豚の販売で得たお金を使うことは許されると判断している人がいます。その人は、豚の販売や賭博という行為のみが禁止なのだと思います。この判断は正しいでしょうか。

A.306

そのような考えは、宗教上の法による許可と禁止を全て崩壊させるという、非常に大きな影響を及ぼしかねないものである。

賭博や豚を禁止と定めるイスラムの国では、騒乱や災いが起こることはない。なぜなら、幹を切り落とせば、実がつくことはないからだ。我々イスラム教徒が、豚や賭博、そしてそこから発生する収益が存在しない国家や社会を築くことができるようお願いしたい。

イスラム法が物事を禁止と定める際、問題の大元となる事項を禁止として定め、その詳細については言及しない場合がある。なぜなら、その詳細あるいは派生事項を定める法は、その大元となる禁止事項を定める法に則ったものだからだ。一方、大元の禁止行為に至ることを防ぐため、イスラム法が派生事項に関しても禁止と定める場合もある。例えば、姦通行為につながる恐れがあるため、男女が交わることを禁止と定めている。賭博を禁止と定めることに関してもまた同様である。よって、賭博から派生した事項もまた禁止なのである。

貨幣そのものは清浄であるという理由から、収益は許されるという論拠は、イスラム法においては適用することができない。使うことは貨幣そのものではないため、貨幣が清浄であっても使用できないのである。使用される貨幣自体は別の問題である。

イスラムの教えで禁止とされ、否認されている汚れ

た収入とは、以下の通りである。

- 1) 利子、賭博や宝くじなど、一生懸命働き、努力して得たものでない収入
- 2) 賭博、不正や詐欺など、不正に得た収入
- 3) 豚、酒やアヘンなど、健康を害する物から得た収入

Q.307 (032-02)

礼拝に関する知識があるにも関わらず、もし妻が礼拝を命じる夫に従わなかった場合、法的にはどうなりますか。また、何度も礼拝を行うよう妻に対して命令したとしても、夫は罪を負うことになりますか。

A.307

アッラーの教えに反する行為を命令された時を除き、妻は夫に対し非常に従順でなければならない。夫の命令に従わなければ、妻は罪を負うことになる。礼拝のように、宗教上重大な義務を命じられた場合はなおさらである。ハディースの中で、使徒ムハンマドはおおよそ次のようなことをおっしゃっている。

「もし人間が、他の人間にひれ伏すことをアッラーがお許しになるならば、私はきっと妻に対し、夫にひれ伏すよう命じるであろう」

このハディースは、夫に対する妻の服従がどれ程重要な義務であるかを示している。

その罪に関してだが、「ジャックフルーツを食べる人、その樹液がつく人」という諺にあるように、イスラムの教えは、人が他人の罪を被ることはないと定めている。アッラーは次のように仰せになった。

「人が犯した過ちの責任を、他人が負うことはない」

イスラムの教えによれば、人が他人の犯した過ちの罪を被るのは、その過ちを目にしたにも関わらず、何も忠告をしなかった場合であり、他人の過ちそれ自体の罪を被るわけではない。

Q.308 (032-03)

『カラム』第24号に掲載されている「ハムカ」氏の文章「若者と老人の間の認識の状況」に出てくる、以下のアッラーの啓示を読んでがっかりしました。

「汝に訪れる吉事は全て神から、そして汝に降りかかる凶事は汝自身から出たものである」

では、なぜ六信の第6番目において、幸運と悪運は全てアッラーからもたらされるとされているのでしょうか。ご説明下さい。

A.308

神の法令と定命は奥深い問題であり、これについては

様々な角度からの読物がある。

この問題に関してウラマーの間では激しい意見の対立や論争が起こっており、いくつかの学派に分かれている。すなわち、カダル派、ジャブル派、そしてムウタズィラ学派である。カダル派の説では、(人間の行動を含む) 全ての事象は、アッラーによって即座に創造されるものであり、そのための規則や原理が前もって特別に整えられているわけではない。一方、ジャブル派の説では、人間は「強制」される存在である。行動における(強制ではない) 選択の自由、あるいは意思を持っているわけではなく、己の意思に従って行動しているわけではない。ジャブル派は人間を、風の吹かれるまま空中を漂う一本の羽に例えている。一方、ムウタズィラ派の説では、人間の行動や行為は、自分自身の意思に従ったものであり、神による強制や強要によるものではない。この学派の解釈では、人間は自らの自由な選択によって行動する。すなわち、人間自身が己をコントロールしているのである。

結論として、雑誌『アル＝マナル』第3号12巻の引用を以下に挙げる。

「実際のところ、イスラムは人間に与えられた(強制ではない) 自身の能力や意思に従って知識を追究し、宗教的実践あるいは勤めを果たすよう命令、要求している。一定の尺度と秩序の下、神が万事を創造し給うたことを、神は人間に教え給うている。神は自分が創造し給うとするいかなる物に対しても力を有しておられる。神は何かを創造し給う時は、遅れなどなく、すぐさまそれを作り上げ給う。人間は、物体が人間という形に作られる以前、神は被造物のために秩序や原理を定め給うたということを知っておかなくてはならない。人間の行為には一定の報いが訪れる。すなわちその行為の性質には一定の結果が伴うということを知らなければならない」

以上の説明をもって、願わくは質問者に以下のことを知ってもらいたい。すなわち、良かろうが悪かろうが、人間の行いには結果が伴う。その結果とは報いのことであり、その半分は現世で、残りの半分は来世で受けることになるということ。

とはいえ、神の法令と定命に関する事項は実に複雑で難しい問題であり、我々はこれについて色々と考える必要はない。より適切なのは、ただ神の法令と定命を信じることである。理に反すると思った事柄に関しては、アッラーに委ねるのがよい。なぜなら、我々の知力乏しく、この問題を深く理解することができない

からである。自分の知力が乏しいと認めることは何らおかしいことではない。この問題よりもっと容易な事項に関しても、知力が足りないゆえにまだ説明できずにいるのだから。

定命について、使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「もし定命に関する議論が出たら、あなたは黙りなさい」(アル=タブラニによる伝承)

Q.309 (032-04)

ミナンカバウのバトゥ・サンカル出身のハジ・ムハンマド・ヤシン・ビン・ハジ・ガニ氏の著作『被造物の指導者(預言者ムハンマド)の覚醒』の中に、次の2つのハディースが記載されています。しかし、私が調べたところ、他の本にそのようなハディースは見当たりませんでした。

その一つ目は、ブハーリーとムスリムの伝承による次のものです。

「イブン・ウマルは伝えている。神の御使いがモスクで彼の教友と並んで座っていたところ、そこへ突然ファティマ(使徒の娘)がやって来て、神の御使いに午後の礼拝について尋ねました。そこで彼はおっしゃいました。『礼拝の始めに、至高なるアッラーの御ためにアサルの礼拝を4ラカート行いますというウサッリー[意思表示]を唱えなさい……』」(93-94ページ参照)

二つ目のハディースは、アナス・ビン・マリークの伝承によるマルフーウ[預言者ムハンマドに帰属する発言]のハディースです。

「礼拝で立っている時は、私が唱えたようにウサッリーを唱えなさい」

これらのハディースは正しいのでしょうか。ブハーリーとムスリムの集成書の中の第何章に記されているかを教えて下さい。

また、89ページには次のように書かれています。

「ウサッリーを唱えることはスナナであり、それを怠ることはマクルーフであるというのは4つのマズハブの合意である」

また、90ページの始めに彼は次のように述べています。

「イマーム・シャーフィイーに従いなさい。なぜなら、ウサッリーを唱えるのはスナナであると言ったのは彼だからである」

果たしてこれが本当なのかどうか、ご説明下さい。

A.309

『被造物の指導者(預言者ムハンマド)の覚醒』が我々の手元にないのでまだそれを読んだことはないが、もし質問者の引用が正しいとすれば、その本の著者が提示した偽のハディースを読んで、我々は正直、非常に驚いている。ブハーリーとムスリム、そしてイブン・ウマルとアナス・ビン・マリークの名を借り、預言者ムハンマドの名を語って嘘を語る、あるいは虚偽を煽るとは、実に度胸がある。ブハーリーらの伝承には虚偽など一切なく、彼らの名前を汚すべきではない。

上記2つのハディースが虚偽であることは、以下からはっきりとわかる。

一つ目は、預言者ムハンマドは非常に流暢なアラビア語を話せたが、この著者の引用したアラビア語の文法は流暢ではない。

二つ目は、ブハーリーとムスリムの真正ハディース集にはこのようなハディースは存在せず、また他の信頼できるハディース集成にも記載がない。もしあったとしたら、そもそも議論にはならなかっただろうし、そのために討論会が開催されることもないだろう！

例として、アリ・アーマッド・アル=ジャバラウィというエジプトのウラマーの本をここで挙げるのがいいだろう。『神学方法論』と題するこの本は、ジャーナリストである故ハシム・ユヌスによってマレー語に翻訳され、シンガポールのアングロ・アジアティック・プレス社から出版された。この本は、いくつかの「見解の相違」について解説しているが、その中には「ウサッリー」を唱えることについても含まれている。彼はアル=アズハル大学出身の神学者であり、使徒ムハンマドの発言を偽証するような大胆な真似はしない。彼は「ウサッリー」はスナナであるとしているが、上述の2つのハディースやそれ以外のものについて言及はしていない。なぜなら、実のところ「ウサッリー」に関する預言者ムハンマドのハディースは存在しないからである。

アル=ジャバラウィはただ、メッカに巡礼した際に「巡礼のニーア[意思]」(礼拝のニーアではない)を唱えたという預言者ムハンマドの慣行から類推したに過ぎない。

アル=ジャバラウィの説明では、もし預言者ムハンマドがメッカの巡礼を行う際にニーアを唱えることを許されるのであれば、礼拝の際にニーアを唱えることも許されると類推している。昔から現在に至まで、他のウラマーもウサッリーに関する論拠としてこの

理由を挙げている。すなわち、彼らは預言者ムハンマドが唱えた「巡礼のニア」から類推したに過ぎない。

しかし、このような論拠はシャーフィイー派の学者にとっては価値がない。なぜなら、良く知られているように、「イバーダート」に関してキヤース[類推]を全く加えてはならない」からである。

大胆にも偽のハディースを挙げた後、上述の『覚醒』の筆者は、その本の90ページに書かれているように、論理を転換し次のように述べている。

「イマーム・シャーフィイーに従いなさい。なぜなら、ウサッリーを唱えるのはスナナであると言ったのは彼だからである」

93-94ページに書かれているように、ウサッリーをスナナと言ったのは預言者ムハンマドではなかったのか。

この本の筆者はイマーム・シャーフィイーだけがどのように判断していると述べているが、その前の部分、すなわち89ページには次のように述べている。

「ウサッリーを唱えることはスナナであり、それを怠ることはマクルーフであるというのが4つのマズハブの合意である」

以上のことをまとめると、『覚醒』の中で著者が展開している説明を規範とすることはできない。なぜなら、論拠としているハディースは偽物であり、彼の説明は互いに矛盾しているからである。

実のところ、礼拝のニアは心の中で唱えるものであり、それを声に出すということはビドアである。ビドアであるということは、我々イスラム教徒の中で広く認められており、「カウム・ムダ[若者派=イスラム改革主義者]」、また「カウム・トゥア[長老派=伝統主義者]」もそのように述べている。この件に関する詳しい説明は、本誌第31号の「ビドアと迷信」という項目でより詳しく取り上げている。

実のところ、本来ならウラマーたちがこのような考え方を正すために厳しく取り組むべきなのであるが、残念なことに彼らはそれをしようとしない。その上、この神聖なる目的を先導した人々は、騒乱の種になるなどと言って非難された。このウラマーたちは、このようなビドアとされる行為が広がり、人々がそれに影響されることを平気で見過ごしているのである。誰々がああだ、こうだと言った言葉を規範とする人々、すなわち至高なるアッラーや使徒ムハンマドの言葉ではなく、「某シャイフ[長老]」や「私の先生」の言葉を重視するイスラム教徒たちもまた然りである。

Q.310 (032-05)

各礼拝後の祈祷の際、コーランの章を暗唱せずに、それを見ながら読むことはできますか。また、コーランの章を暗唱するのと、コーランを見ながら読むのとでは、何が違うのでしょうか。

A.310

コーランを見ながら祈祷をしてもいいし、また暗唱してもよい。しかし、暗唱の方がよりいいだろう。なぜなら、コーランを読むことに気を取られることなく、より神と向き合うことに集中できるからであり、これは祈祷の際に要求されていることである。コーランを暗記して祈祷する者には2つの利益、報酬がある。一つは祈祷の報酬、もう一つはズィクル(アッラーの御名の念唱)を含む、言葉の暗唱に対する報酬である。さらに明確に言うならば、例えばコーランの読誦は報酬が得られる行為の一つであるが、それを暗唱することで報酬が倍増する。つまり、コーランの読誦に対する報酬と、コーランの暗唱に対する報酬という、2つの報酬が得られるのである。

■第33号 [Qalam 1953.4: 7-10]

Q.311 (033-01)

マラヤの各州の宗教局は現在どの程度の権限を有していますか。我々の祖国の至る所で、売春やイスラム法で禁止されている事態が起こっていますが、それら全てを根絶する権限を彼らは持っていないのでしょうか。

A.311

宗教局が管理できる範囲は、婚姻問題(婚姻締結と離婚宣言)、ザカート・フィトラ[義務的な喜捨]、バイトゥルマル[宗教基金]、そして相続人のいない一部の遺産の管理などの事項である。ジョホール州、クランタン州及びスランゴール州では、宗教学校を管轄している。要するに、宗教局の権限が及ぶ範囲は、個人に関する法の管理までである。

犯罪行為に対するイスラム法を施行するための十分な権限が委ねられない限り、宗教局は売春などの違法行為を全て撲滅することはできない。その法とは、売春に対する鞭打ちあるいは石打ち刑、窃盗に対する断手刑、飲酒に対するタアズィール刑[コーランにより固定された罰であるハッド刑]に対し、悔悛を促すために裁判官の裁量で科される刑]などである。宗教局が現在できることは、ただ忠告だけである。刑の施行という法的強制力が伴わないゆえに、その忠告は大し

た効果がない。なぜなら、人間の中には刑が課されない限り、行いを正さない者がいるからである。

Q.312 (033-02)

マラヤで現在実施されている「従業員退職金積立基金」法に基づきお金を積み立てることは、イスラム法的にどうなりますか。その基金は「支援」という側面もある一方で、「強制」という別の側面もあります。それどころか、金利を得るという側面もあるのではないのでしょうか。

A.312

「従業員退職金積立基金」法はイスラムの教えに則った行政ではない。しかし、年を取ったり、あるいは身体が弱ったりした時の生活の安定を保障するための方法として、それはイスラム教徒にとって良い制度である。イスラムの法や規則を十分に実施している国では、その積立金制度を実施する必要はない。イスラム国家に暮らす人々の教育、保健、衣食は国家が責任と義務を負うからである。より明確に言うと、イスラム国家は、独自の秩序や規則に則った「退職金積立基金国家」なのである。

いかなる事柄における強制も、イスラムで許可や認可、あるいは承認されていない。しかし、もしその強制が人を危険に晒すものではなく、逆に有益なもの、あるいは差し迫った緊急事態であれば、その緊急性や有益性が生じている間は強制が許されている。

金利に関しては、どのような形や方法で得たものであろうと、イスラム法上一切禁止されている。

Q.313 (033-03)

預言者ムハンマドが生存中に行っていた礼拝方法はどうのようなものでしたか。それは現在の4つのマズハブが行っている方法と同じでしたか。

A.313

平伏礼、立礼、直立、コーランの「開端」章の読誦、タシャッフド[礼拝の座礼の際に行う信仰告白]など、現在行われているような礼拝における動作やコーランの読誦は、使徒ムハンマド(彼に神の祝福と平安あれ)が示した方法に従っている。使徒ムハンマドによって示された礼拝の型や戒律とは異なる型や戒律を示す、あるいは行う4つのマズハブは一つもない。一部のスンナ¹の礼拝に関してマズハブの戒律はあるが、それによってその礼拝が使徒ムハンマドの戒律から外れたものになるわけではない。

Q.314 (033-04)

我々マレー人の大半は、自宅で誰かが亡くなった時、遺体を墓地に送り出すまでの間、家の壁中に掛けてある写真の額を全て裏返して伏せます。それはなぜでしょうか。それはイスラム法で定められているのか、あるいは哀悼の意を表するただの慣習なのでしょう。

A.314

我々の見解では、遺体がある間、壁に掛けてある写真を裏返すことに関するコーランやハディースの指針はなく、イスラム法にそのような命令はない。これは一部の地域で一般的に行われている慣習に過ぎない。我々の考えでは、この行為は許されており、遺体を安置した家の空気を哀悼で満たす為に行われている。

Q.315 (033-05)

ここマラヤにマレーという民族が存在していることを、国連は知っているのでしょうか。そして、我々マレー人が独立を望んでいることを知っていますか。

A.315

豊かな富及び天然ゴムと鉱石などの豊富な資源を有し、軍事戦略面で良好且つ重要な位置にあるマラヤというこの国の存在を、国連は認知していると我々は信じている。しかし我々が思うに、マレー民族の存在は、国際用語としてはまだ認知されていない。自国マラヤにおいては、他者からはマレー人が単なる集団の一つと見なされている。この国のマレー人の組織が集団の組織と見られるのはこうした理由による。しかし、マレー人自身はそれを国民的組織ととらえている。こうしたことから、質問者がここマラヤにマレーという一つの民族が存在していることを国連が認知しているのかという疑問を持ってもおかしくない！国連は、このマラヤの住人の中にマレーという名の人々の存在を認知しているのだと思うが、それは一つの集団として認識しているのであり、民族という認識はない。

その証拠として、国連の中で最も知られた加盟国であるアメリカの政府がマラヤの指導者らを招待する際、インド人、華人そして我々マレー人を含めた、集団ごとに来賓者を選んだ。この事実は、この国が特定の民族を有していることはまだ他の人々に認識されておらず、ただ多様な集団から成る住民を有しているとししか認識されていないことを示している。

マレー人が独立を望んでいるということを国連が認識していると確信はできない。なぜなら、マレー人は国外に出て、他国の人々にそれをまだ語っていない

いからである。マレー人らが海外に赴く理由は、単に休暇として、あるいは見識を広げるためであり、独立をめざして闘うためではない。マレー人の政治闘争の歴史の中で、トゥンク・アブドゥル・ラーマンが初めて勇気を持って国外に赴き、独立という自分たち国民の念願を、他国の民に知らしめたのである。

Q.316(033-06)

全ての町や都市に拡がっている売春を撲滅するにはどうしたらいいでしょうか。

A.316

売春は非常に危険な社会病理の一つである。我々の宗教であるイスラム教は、これを個人の問題ではなく、社会の問題と見なし、問いを投げかけている。このため、イスラム法では、配偶者のいる者の売春行為に対して、非常に重い刑を課している。それは、石打ち刑、すなわち下半身を埋めて罪人が死ぬまで石を投げつけて殺す刑である。一方、独身者の売春に対する刑は、100回の鞭打ちである。このようにイスラム教の刑は非常に重く、厳しいものであるが、姦通の有罪判決を出すに当たっては、厳しい条件が定められている。こうした厳しい刑の施行は、売春を撲滅する方法として非常に有効である。

売春を撲滅する方法に関して、イスラム教はその術や方法を示している。その方法の一つは、上述したように、売春に対して重い刑を課することである。

イスラム教は、売春をもたらすような行為の扉を閉じている。例えば、イスラム法上不可欠とされる理由を除き、男女の交際を違法としている。また、夫は4人の妻を持つことが許されること、1回目、2回目の離婚宣言を下した妻と容易に復縁することができること、夫に対し離婚宣言について議論すること、イッダ中の元妻に対する扶養が義務化されていることなどである。その他にも、イスラム教は信徒にアッラーに対する信仰の精神を植え付けている。もし本当に信仰心があるならば、神の教えに反する小さな、または売春や姦通のような大きな行為をきっと犯さなくなるだろう。

先ほど述べたような売春による姦通行為は一つの病理であり、それを引き起こす細菌や原因がそれぞれある。売春の原因のいくつかを以下に挙げる。

自由過ぎる男女間の交流：男女の交流はイスラム法で制限されており、狭い範囲に限られている。

生活の困窮：これに関して、イスラム教は次のよう

な解決策を出している。すなわち、ザカート[喜捨]を義務化し、貧しさや生活困に陥っている女性を扶養するために、男性が4人の妻を持つことが許されている。その他にもイスラムは、生活が困難な状態にある身内の女性を扶養するという義務を家族に課している。もしザカートが正しく徴収されたならば、きっとイスラム教徒の社会の中に生活苦に陥る人々はいなくなるだろう。

女性の人口が男性に比べて多いこと。この問題に対してイスラム教は、4人までならば一夫多妻を許可するという解決策を出している。

以上が売春を促すいくつかの大きな要因であり、またこれらを根絶するためにイスラム教が採る方法の一部である。

西洋の交流社会では、工場や職場における男女の交流によって生じたモラルの欠落を嘆かれ、警告が発せられている。彼らは、男女間の交流を統制し、制限するよう訴えている。そうしたモラルの保護を訴える西洋の人々は、男性の数が不足していることが要因で女性たちが売春に陥る状況を見て、西洋においても一夫多妻制を認める法を施行するよう提起している。

Q.317(033-07)

結婚して既に15年になる夫婦がいます。残念なことに彼らには子供ができず、二人は年配者たちの次のような言葉を聞いて落胆しています。

「夫を持つ妻に子供ができなかったとしたら、来世で彼女は蛇や枕の大きさほどもある虫たちに乳をあげることになる！」

これは本当でしょうか。それとも、単なる**ビドア**あるいは迷信でしょうか。

A.317

そのような年配者らの言葉は嘘であり、非常に危険で災いをもたらす迷信である。彼らが落胆することはない。なぜなら、子供ができないということは「普通のこと」であり、多くの人々が経験していることだからだ。使徒ムハンマドの妻たちの中にも子供を生まなかった女性は沢山いる。

子供を授かるということは神の意思と力によるものであり、この状況において人間は単なる媒介に過ぎない。よって、このような人間の選択や力の及ぶ範囲外のことで咎められたり、報いを受ける事項に数えられたりすることはない。

Q.318(033-08)

モダン・ジョゲット[マレーの伝統舞踊]の踊り手の女性が、制限なく男性と踊り、交流することは、法的にどうなりますか。行政当局はなぜそれに注意を払わないのでしょうか。

A.318

法的にはもちろん禁止である。モダン・ジョゲットは、我々の日々の社会生活における静いや、全ての災いの原因となっており、まだ学校に通う我々の男女の子供たちにもその災いが及んでいる。

行政当局がその問題に注意を払おうとしないことに関しては、もしあなたが宗教局のことを言っているのだとすれば、彼らはモダン・ジョゲットを禁じたり防止したりする権限を有しておらず、ただ忠告することしかできない。また、もし政府のことを意味しているのであれば、現政府はイスラム法とは異なる独自の法に従っている。

Q.319(033-09)

私は貧乏で、コーランとハディースで命じられたサダカを財産では払うことができません！その高貴なる要求を果たすにはどうしたらいいですか。

A.319

これは実におかしな質問である。どんな状況下であろうと、お金は銀行に沢山ある。そのお金をどのようにして手に入れるか方法を考えればよい。例えば、銀行の支配人にサダカを行いたいがお金がないと相談してみて、どんな答えが返ってくるか試してみるのもよいだろう。しかし、これは馬鹿げた方法であり、我々はあなたにこの方法をまじめに命じたりはしない。

最善の方法は、自分が貧乏だからといって怒ったり悔いたりしないことである。お金や財産を必要としない、サダカとして認められる善行は沢山あり、それを施せばいいのだ。例えば、空いた時間に家で妻の手伝いをするのもサダカになる。また、コーランの読み方を子供たちに教えること、子供たちを宗教学校、世俗の学校に送っていくこと、労力を使って困っている人を手助けすること、人々に礼儀正しくあることもまたサダカになる。お金や財産を必要としないサダカは何千とある。以上のことを行えばいい。アッラーのお導きと助けをあなたが得ることができるよう、我々は遠くから祈っている。

Q.320(033-10)

船乗りや水夫がカスル[短縮]の礼拝を行うことは合法ですか。

A.320

合法である。なぜなら、船上で働き常に航海の途上にある船乗りは、船で旅する乗客と同じであり、(カスルの礼拝を行う)旅人に数えられるからである。

■第34号 [Qalam 1953.5: 40-43]

Q.321(034-01)

礼拝の始めから終わりまで、真剣に礼拝を行わない人は法的にはどうなりますか。また、思索や思考が逸脱して行ったり来たりしないよう、心を制御するにはどうしたらいいですか。

A.321

礼拝を真剣に行わないことは禁止であり、その実践は全く無意味である。礼拝中に意識が逸れて落ち着かない状況に陥った者は、来世で拷問による激しい苦痛を受けることになる。至高なるアッラーはコーラン「慈善」章の中で以下のように仰せになっている。

「禍いあれ。礼拝をしながらも、礼拝に身が入らない者たちは」(第4～5節)⁸⁾

礼拝中にあちこち気が散らないよう、心を制御する方法は、思索や思考を祈祷をひとつひとつ読むことに集中させることである。タクビール[「アッラーは偉大なり」と唱えること]の間に両手を耳のところまで上げることから始まり、最後に同胞のためにサラーム[「あなた方に平安とアッラーのお恵みあれ」を意味する挨拶]と祈り終えるまでの間、清澄な心で祈祷の意味について深く考えることである。なぜなら、我々が読誦している事の意味を理解すればするほど、ますます真剣になれるからである。

礼拝を慌ただしく行うのではなく、秩序正しく行わなければならない。これこそが、イスラム法や五行、そしてスナアの礼拝について完璧に追究する理由である。読誦の意味を全て学ばなくてはならない理由もまた同様である。

Q.322(034-02)

アブー・アル＝モフタルは本名ですか、それともペンネームでしょうか。もしペンネームであれば本当の名前と、どの民族の人なのか教えて下さい。

8)「ええ呪われよ、あの者どもは祈りはしても、祈りは一向にみが入らず」『コーラン(下)』p.357。

A.322

ここで質問者が尋ねているアブー・アル＝モフタールとは、このコラムの中で質疑応答を担当している委員会のアブー・アル＝モフタール委員長のことだと我々は予想する。我々のこの予想が正しいとすれば、アブー・アル＝モフタールはペンネームであり、彼は本名を名乗らずに務めを果たしたいと考えている。この「1001問」には様々な質問が送られてくるが、そうした問題について回答する委員会のリーダーを勤めている。彼の掲げるスローガンは「誰が述べたのかを見るのではなく、何を述べているのかに耳を傾けなさい」である。すなわち、もしアブー・アル＝モフタールと彼の委員会の言葉が正しく、また真正なる典拠を元に根拠を述べているとすれば、それを採用すればよく、彼の考えや意見に従うことを彼が人々に強制することはない。彼らは正当な原典や典拠を探しながら、ただ自分たちが説明できることを説明しているだけである。

Q.323 (034-03)

共産主義の世界中の全ての民族は、皆一つの目的や同じ政策のために闘っているのでしょうか。

A.323

一般的にその共産主義闘争の目的や政策は、世界中どの民族でも同じである。すなわち、主権を民衆に置き、個人の自由と個性の権利を取り上げ、権利を共有し、それを国家の権利とすることである。富と財産を所有しているならば、例えば自分の力や努力で得たものだとしても、それは剥奪される。財産は国家に受け渡され、国家はその財産と税金を社会に平等に配分する。ゆえに、もはや個人には所有権がない。これが現在、共産主義のもと各地で行われていることである。

いまだ植民地統治下にある国々で彼らの理想を実現するためにとられている方法は、共産主義国で一般的に実施されているものとは異なる。植民地統治下の国々における共産主義者らは、時に応じて民族主義や民衆に近づかざるをえず、植民地内で起こった横暴行為を示すことでその国の植民地統治を打倒し、その国の権力を手中に収めようとした。人口の大半がイスラム教を信仰する国々でもまた同様である。時折彼らは宗教をスローガンとして利用して民衆に近づき、共産主義の手法を知らない民衆の注意を引きつけた。例えばインドネシアでは、次のような出来事があったという。ある人物がアル＝アミン(有名なインドネシア人共産主義者)の家を訪ね、アル＝アミンはどうし

ているかと尋ねたところ、彼の妻は「アル＝アミンは今礼拝中です」と答えたという。彼が本当に礼拝をしていたかどうかは分からない。しかし、このような手法によってイスラム教徒に対して影響を及ぼすことができ、また共産主義の教えがイスラムの教えに反するものではないという証を示した。

このような方法や手段は、彼らの追従者になるよう人々を惹き付けるためのプロパガンダであることは否定できない。そして、もし人が共産主義の道について十分な知識がなければ、容易に影響され、全て運動に賛同してしまう。しかし実際のところ、このような手法は、共産主義の追従者になるよう人々を引き込むための餌に過ぎない。

イスラムの教えが彼らの原則とは異なることははっきりしている。イスラムは個人の権利を許している。すなわち、アッラーの創造し給うたこの世界で、利益を追求するために努力することは認められているのである。ただし、その利益や成功を収めた時に、貧しい同胞の状況や事情を忘れないことが条件となっている。この他にも、神権などといった事柄に関しても数多くの違いがある。より詳しくは、この問題に関する十分な知識を持つ人々を探し、彼らに尋ねてみることができるだろう。

Q.324 (034-04)

イスラムの五行の第5番目(巡礼)を果たす前に人が亡くなった後、その遺族が代わりに行ったら、その巡礼は認められますか。

A.324

ここでは、死者の代わりに巡礼を行うことは許されるかどうか、そしてその報酬が死者に及ぶかどうかということ进行を明らかにしたい。次のような伝承がある。

「あるハスアム族の女性が『ああ、御使い様。私の父は年老いてラクダに乗ることができないのです。父には巡礼の義務はありますか』と尋ねた。すると神の御使いは次にお答えになった。『それならば、あなたが彼の代わりに巡礼に行きなさい』」(ブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース)

また、次のような伝承もある。

「あるジャイナ族の女性が神の御使いに尋ねた。『私の母は巡礼の旅に出ることを誓いました。しかし、母は巡礼を果たす前に亡くなってしまいました。私が母の代わりに巡礼を行ってもいいのでしょうか』神の御使いは答えた。『彼女の代わりに巡礼に行きなさい！』」

もし母親が借金をしていたら、あなたが代わりに返済するのではないのか？アッラーへの義務行為はどのようなものにも優先して果されねばならない』(ブハーリーの伝承による真正ハディース)

最初のハディースでは、まだ生きてはいるが、巡礼を果たすことができない父親の代わりに巡礼をすることが許されている。2番目のハディースでは、負債と同じように、アッラーへの義務として子供が母親の巡礼の誓いを代わりに果たすよう命じられている。

これら2つのハディースの伝承は真正である。しかし、人が代わりに行った巡礼に対し、その報酬は果して与えられるのだろうか。この問いが生じる理由は、次のようなコーランの節があるからである。

「その日(復活の日)、誰しものが少しでも不当な扱いを受けることはない。汝は、ただ自分が行ったことに対して報いを受ける」(コーラン「ヤー・スーン」章第54節)⁹⁾

もう一つ節を挙げる。

「人間は自分が努力したもの以外、何も得ることはできない」(コーラン「星」章第39節)¹⁰⁾

上記2つのハディースは前述のコーランの節に反することになる。ハディース学者の論理では、コーランの節に反しないことが真正なハディースの条件となる。我々の理解では、上述のハディースはいくつかのコーランの節に反するものであり、ハディース学者の考えでは、これらのハディースは伝承経路が真正なのであって、その内容の信憑性が高いわけではない。よってその内容に従うことは正しくない。

Q.325 (034-05)

現在マレー語雑誌に特集が設けられているように、若い男女が純粋な友人関係を結ぶことは、イスラムの教えにより禁じられていますか。

A.325

男女が知り合うコーナーを設けるのは、西洋の新聞や雑誌のやり方に則ったことである。文通によって、あなたも世界中の女性と知り合うことができるだろう。文通を始めた最初の頃は、一般的なことを書くだけだが、その後各々の事情について語り合う。そして次に、まだ顔を見たり対面したりする前に、手紙の内

容を補強するために自分の写真を同封し、各々の顔を紹介しあうのである。

その手紙の中で、彼らが互いの心の内を打ち明けることは疑いの余地はない。そのようなことが起こる理由の少なくとも大部分は、とりわけ西歐式の教育を受けた者の習性が要因となっていることは明らかだと言いたい。もしその者たちが「社交クラブ」が先導する方法で教育された者であれば尚更である。

西洋式教育と手紙を書く「文才」があるゆえに、彼らの中で強い欲望が生じ、とりわけ互いが近くに住んでいる場合、彼らは互いに会う方法を模索する。そして互いに顔を合わせるようになり得るが、これは確実にイスラムが定める法に反する行為である。我々の意見としては、イスラム法の原則に従えば、文通は宗教上明らかに禁じられた行為をもたらしことになり、法的に禁止である。

Q.326 (034-06)

髪にオイルを塗ったまま、大汚の沐浴を行うことは有効ですか、無効ですか。

A.326

有効である。女性が束ねた髪を解かず、3回頭に水を掛ければよいとするハディースがいくつか存在する。

Q.327 (034-07)

国連のロシア代表ヤコブ・マーリク氏の名前はイスラム教徒の名のように思えますが、彼はイスラム教徒でしょうか。

A.327

彼はイスラム教徒ではない。マレー語新聞に表記されているようなヤコブ、あるいはヤーコブ・マーリクという名前は、イスラム教徒の名前ではないことは明らかである。なぜなら、ヤコブやイスハーク、イリアスなどといった名前はユダヤ教徒にもよくある名前で、イスラエルの民の預言者から取ったものだからだ。彼は神を否定する国家を代表する人物であり、彼は共産主義者と同じ態度をとっていると我々は確信している。すなわち、神の存在を否定し(ゆえに非イスラム教徒であり)、我々が信じるに、おそらく彼はユダヤ系である。もしこの件に関してより明確に知りたいならば、1950年11月に発行された『カラム』第4号に掲載されている彼の記事を読むといいだろう。

9)「今日こそは、誰一人不当な扱いをされる心配はない。お前らの受けるのは全部自分のして来たことの報い」『コーラン(下)』p.377。

10)「自分でも荷物を背負っている者が他人の荷物まで背負わされることはない」『コーラン(下)』p.187。

Q.328 (034-08)

なぜ我々は巡礼をした後にターバンを巻く習慣を変え、ソンコ[マレーの男性用のふち無し帽子]を冠ようになったのでしょうか。サロン[腰に巻く布]からズボンに履き変え、髪型を長髪から坊主に変えるのでしょうか。

A.328

巡礼に行く目的がターバンを買うことではなく、またハジの名前を買うためでもないことを彼らは理解できているはずだろう。巡礼は、これを遂行する能力を有するイスラム教徒に各々課された義務であり、またその能力を他の信者に対して誇示してはならない。尊大になることを恐れるがゆえに巡礼の義務を果たすのである。現在、巡礼の義務を果たした人は数多くいるが、巡礼から帰ってくるや否や、名前の頭や後ろにハジの称号をつけて変名することはない。また、彼らは普段の服装を変えることもない。なぜなら、衣服とは単にアウラを隠すためのものに過ぎないからだ。

Q.329 (034-09)

人が物を紛失し、その後呪術師のもとに行き「占い」をしてもらったとします。その呪術師は、その紛失物が見つかるか、既にどこかへ行ってしまったかを占うことができます。そのような「占い」は許されますか。

A.329

「占い師を訪れ、彼に何らかを尋ね、その言葉を信じた者は、40日にわたり礼拝は受け入れられない」(ムスリムの伝承による真正ハディース)

このハディースから分かるように、そのような行いを我々は明らかに避けなければならない。

Q.330 (034-10)

例えば、イスラム暦3月[ムハンマド生誕月]や7月[争いが禁じられた聖なる月]のように、ラマダン月[イスラム暦9月]より高貴な月は数多くあるにも関わらず、ラマダン月に毎日断食をするよう義務づけられています。そのアッラーの英知とは何ですか。

A.330

アッラーはラマダン月、すなわちコーランが最初に啓示された月に断食を行うよう義務づけている。その英知と状況はアッラーのみぞ知ることである。しかし、我々が義務のイバーダートを果たすに当たって、もしコーランやハディースに基づいた命令があるとすれば、それを実践しなければならない。命じられたこと

に対して何ら付け加えたり減じたりしてはならない。また、イバーダートに関して哲学や思索を加えてはならない。なぜなら、哲学や思索は我々人間の見解でしかないからである。もしイバーダートに哲学的思考を加えたならば、宗教は損なわれる。なぜなら、合理的でない命令もあるからだ。それゆえ、あなたが自分の義務と責任を果たす際は、その裏にどのような英知や利益があるのか追求したりせず、変わらず誠意をもって行うべきなのである。

■第35号 [Qalam 1953.6: 47-50]

Q.331 (35-01)

ザカート・フィトラの支払いはなぜラマダン月の27日から30日の間に限られており、他の月に払うことができないのでしょうか。また、フィトラを貨幣で支払うことは合法ですか。カディや村長、あるいはウラマーらがザカート・フィトラを受け取ることは許されますか。

A.331

フィトラに関してはタイムリーな質問であるため、後から送られてくるであろう同様の質問を網羅できるように、ここで多少長めの回答をしておくのがいいだろう。

ザカート・フィトラは体のザカートを意味する。体は一つの存在だからだ。次のようなイブン・ウマルの伝承がある。

「アッラーの御使いは、奴隷、自由民、男女、子供大人を問わず、フィトラのザカートとして1サーア[穀物の単位]のなつめ椰子、あるいは1サーアの大麦を義務づけられた」(アーマッド、ブハーリーとムスリムによる真正ハディース)

以上のハディースから、各ムスリムにとってフィトラが義務であることが分かる。

上記のハディースの中で、フィトラを子供も払うよう言及されているが、まだ成人していない子供は何ら責任を負う立場になく、また奴隷は所有物が無い。明らかに、ザカート・フィトラの義務は自分自身が払うものと、子供や奴隷など自分が扶養する者のために払うものがあるということだ。

この問題に関して、その根拠となるハディースがいくつ存在する。ひとつは以下の通りである。

「イブン・ウマルは伝えている。神の御使いは、自分が扶養する子供や大人、自由民や奴隷の代わりにザカート・フィトラを支払うことを義務づけられた」(バイハキとアル＝ダラクトニーの伝承)

さらにもう一つ挙げる。

「ムハンマド・ビン・アリ・アル＝バカルは伝えている。神の御使いは『あなたが扶養している物たちの代わりにフィトラの施しをなさい』とおっしゃった」(シャーフィイーとバイハキによる伝承)

さらにもう一つ。

「ファティマ・ビンティ・アル＝ムンズィルは伝えている。アスマ・ビンティ・アブー・バカル・アル＝シディックは扶養している者の分として次の施しをした。すなわち、1サーアのなつめ椰子と1サーアの大麦と1サーアの小麦である」(イブン・ハズムによる伝承)

上述のハディースの冒頭で言及された子供の代わりに払うフィトラに関して、ウラマーの間には解釈の対立がある。1) 子供のフィトラは彼らを扶養する者に支払いの義務がある(次のハディースを根拠としている)。2) もし子供が遺産を相続している場合は、子供自身に支払いの義務があり、もし遺産がないならば、子供ではなく父親あるいは母親にその義務がある。これは、他のザカートのように、財産に応じた義務に基づく見解であり、もし財産があれば義務が課され、なければ課されない。3) 子供のフィトラは、もし財産を所有しているならば自分自身の財産から出すべきであり、もし財産がないならば、誰であれ子供の扶養者の責任となる。

おそらく3番目の見解がより真実に近いものと思われる。奴隷に関しては、支払い義務は主人にあることは疑いない。なぜなら、奴隷は財産を所有しておらず、彼らの生活は主人が賄っているからである。上述のハディースの言及や、またムスリムの伝承によるハディースの中で、奴隷によるサダカは、フィトラのサダカ以外にその義務はないとしているように、フィトラのサダカは奴隷の主人によって支払われるべきとされている。

支払い義務のある者についてであるが、それは自分が必要とする分より多くを所有している者である。使徒ムハンマドは以下のようにおっしゃった。

「自分の必要を越えた分以外、サダカ(ザカート)の必要はない」(ブハーリーの伝承による真正ハディース)

もう一つハディースを挙げる。

「神の御使いはおっしゃった。『自分に富があるにも関わらず、それを増やすために人々に乞う者は、他でもない地獄の業火を乞い求めているようなものだ』そこで教友らは『富とは何ですか?』と尋ねると、御使いはお答えになった。『日夜の食事に足る分である』」

(アーマッドとアブー・ダウードによる伝承)

これらのハディースでは、一日分の日夜の必要な食事を越えた分以外は、フィトラを払う義務はないとされている。また、責任を負う立場にある者は、その責任下にある者たちよりも多くなる。

フィトラの支払いの種類は、種々の小麦、大麦、干しぶどう、チーズなどである。これらから分かることは、ザカートはそれぞれの地域で食べられている主食で払うということである。よって我々の住む地域では、我々が普段食べている餅米、サゴ、トウモロコシなどで払うことができる。

フィトラとして支払うべきは上記ハディースに記載されているものに限り、それ以外は許されないと強く主張するウラマーもいる。しかし、この見解は、ザカート・フィトラは貧しい人々が祝いの日に助けを乞わずに済むように助けるという現世のイバーダートとしての義務であるということに反することはできない。

フィトラの計量は、1サーア、すなわち3.5カティ[約2.1キロ]あるいは牛乳缶を10缶である。この値はおそらく少なすぎるが、多い分には気にすることはない。貨幣でフィトラを払うことに関しては、使徒ムハンマドの時代にも行われていた。ムアーズ・ディアモンドはそれらの食べ物の代わりに衣服を施し、サイディーナ・ウマル・イブン・ハッターブは貨幣の代わりに物品をザカートとして認めた。また、カリフであるウマル・イブン・アブド・アル＝アジズはザカート・フィトラを値段に応じて徴収、すなわち食料の代わりとして貨幣で受け取った。

これらは使徒ムハンマドの慣行ではないが、使徒ムハンマドの時代、また教友らやそれ以降の時代において、貨幣あるいは物品でザカート・ハルタ[財産に応じた喜捨]やフィトラを徴収することが一般的となっていたことを示すものである。フィトラの管理には世俗的な計算も含まれるため、貧しい人を助けるために米または貨幣どちらで支払ってもよいということになっている。したがって、フィトラを貨幣で支払うことは禁止されておらず、また米などで施すよりもより安全にフィトラを施すことができるのだ。

フィトラを払う時期は、以下の伝承にあるように、ハリラヤより前となる。

「イブン・ウマルは伝えている。まことに神の御使いは、人々がハリラヤの礼拝を行う前にザカート・フィトラを払うよう命じられた」(ブハーリーとムスリム

の伝承による真正ハディース)

もう一つハディースを挙げる。

「神の御使いはおっしゃった。『アブド・アッラー・イブン・ウマルは、ザカート・フィトラをハリラヤの2、3日前に徴収者に送っている』」(マーリクの伝承による真正ハディース)

さらにもう一つハディースを挙げる。

「教友らはハリラヤの1日か2日前にフィトラを支払っている」(ブハーリーの伝承による真正ハディース)

これらのハディースは、大勢の教友らがラマダンの月末にザカートを支払っていたことを示しており、もしそれが禁じられていたとすれば、彼らはそうはしなかっただろう。

最善なのは、ハリラヤの早朝までにフィトラを払うことである。しかし、それを慈善として寄付するという方法は除く。なぜなら、その方法だとその施しはハリラヤの後で分配されることになり、単なるサダカの一つに過ぎなくなるからである。この説明については、アブー・ダウード、イブン・マージャ、そしてアル＝ダルクトニーの伝承によるハディースの中で言及されており、フィトラを後日に支払うことは罪に当たり、そのためのカダー[埋め合わせ]はない。

フィトラの受け取り手については、コーラン「改悛」の章第60節に記されているように、8つのグループに分類されている。

「まことにザカートは、以下のためのものに他ならない。1) 貧者、2) 困窮者、3) ザカートの徴収者(アミール)、4) 心を惹き付けられた人(改宗者)、5) 奴隷の解放のための資金、6) 債務者、7) アッラーの道のための資金、8) 困窮した旅行者、である。これらはアッラーの定め給うた義務である」¹¹⁾

モスクやマドラサ[宗教学校]の建設といった公共の事業にフィトラを使うことはアッラーの道のために含まれるが、ハディースに従えば、ザカート・フィトラにおいて優先されるのは貧者である。

貧者の定義についてはウラマーらの間で解釈の対立がある。しかし明らかなことは、上述のハディースにあるように、貧者とは一日(日夜)の食事にありつくことのできない人々のことを言う。

困窮者の定義であるが、次のようなハディースがある。

11)「(集まった)喜捨の用途は、まず貧者に困窮者、それを徴集して廻る人、心を協調させた人、奴隷の身受け、負債で困っている人、それにアッラーの道、旅人、これだけに限る。これはアッラーのお取きめ」『コーラン(上)』pp.312-313。

「『御使い様、困窮者とは誰のことですか?』神の御使いはおっしゃった。『十分な財産を持ってはいないが、人々にその状況を知られてはいないがゆえにサダカを施されることがなく、彼らもまたそれを世間に乞わない者たちのことである』」(ブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース)

アミールとは、ザカートを徴収する者のことである。アミールは、たとえ裕福であろうとザカートを受け取ることができる。なぜなら、それは賃金として与えられるからである(8つのグループの一つに含まれる)。しかし、カディやイマーム、あるいはウラマーは、もし財産があるならばザカート・フィトラを受け取ることには許されない。

改宗者についてだが、たとえ裕福な人物であったとしても、イスラムへの改宗を期待し、その人物を懐柔するためにザカートの一部を施すことは許されている。イスラムに入信したがまだ信仰心が固まっていない者に対しても、たとえ彼らが裕福であっても、懐柔するためにザカートを施すことが許されている。

奴隷を解放するための資金はザカートから出すことが許されている。

債務者に関してだが、ウラマーは次のように述べている。

- 1) 個人の負債を返済することができない者は、それを払うためにザカートを受け取ることが許されている。
- 2) 個人や集団を和解させるために負債した者は、たとえ裕福であったとしても、その借金を返済するためにザカートを受け取ることが許されている。

アッラーの道のためのザカートについては、既に述べた。

旅人に関してだが、それは旅の途中にあって旅費が尽きた者のことを言う。

ザカートは、こうした8つのグループのために分配することが義務付けられている。8つのグループの誰に対してでも分配することができるとする見解もあるが、一方でコーラン「改悛」の章60節で記されているように、不可欠な者への分配を優先することが望ましいとする意見がある。

Q.332(35-02)

都市へ行く道中、ある店に礼拝用の敷物が掛けてあるのを目にしました。その敷物には、首に十字架を下げ、手に穴が空いた預言者イエスの絵が描かれていまし

た。そのような敷物を我々は礼拝の際に用いても許されるのでしょうか。また、誰がそのような敷物を作るのでしょうか。

A.332

それはあなたの勘違いだと我々は確信している。そのような布は礼拝用の敷物ではなく、キリスト教徒によって作られた宗教用の旗あるいは壁掛けに違いない。

あなたの質問は実におかしい。イスラム文様の入った礼拝用の敷物は、果たしてこの世に存在しないのだろうか。なぜあなたは、それが明らかにイスラム文様の敷物ではないにも関わらず、わざわざ質問してきたのだろうか。

イスラム教の礼拝に使う敷物には、マスジド・ハラーム[メッカの聖モスク]やメディナの絵が描かれている。しかし、礼拝に集中したい人々は、礼拝中の心の平穩の邪魔になるとして、色とりどりの絵が入った敷物を使おうとしない。様々なモスクで見られるように、彼らは白い布を重用し、それを礼拝時に敷いている。

Q.333 (35-03)

私は『礼拝の秘訣』という本を読みました。その本には、絵が描かれた、あるいは礼拝中に気が散るような模様が入った布の上で礼拝することはマクルーフであると書かれていました。では、モスクの絵が描かれている礼拝用の布もマクルーフなのでしょうか。

A.333

先の回答で述べたように、モスクの絵であろうと、柄の入った布は集中力と心の平穩の障害となる。

このことは、アナス(彼女に神のご満悦あれ)によって伝えられている。

「アーイシャ(彼女に神のご満悦あれ)の家には一枚の壁掛けが飾られていました。そこで神の御使いは彼女におっしゃいました。『その壁掛けの絵は私の礼拝の邪魔になるから、私から見えないよう上げてしまいなさい』」

目の前に絵の入った壁掛けがあると礼拝の邪魔になるのであれば、平伏礼をとる場所に敷かれた布に絵が書かれていたならばとりわけである。

明らかに、モスクが描かれた敷物を使用することは許されているが、心がより安定して集中できるよう、白い布を使うのがよい。

Q.334 (35-04)

断食中の人が日中に水浴びすることは許されますか。

それにより断食が無効になることはありませんか。

A.334

イスラム法には、ラマダン月の間、日中に水浴びすること断食が無効になることを示す文言はない。

それどころか、アーマッドとアブー・ダウードの伝承による真正ハディースには以下のように述べられている。

「預言者(彼に神の祝福と平安あれ)の教友の一人が言った。『預言者は断食中であつたが、暑さゆえに頭に水を掛けていらっしゃるのを見た』」

Q.335 (35-05)

例えばシンガポールのモスクでは、イマームらは、はっきりと声に出して礼拝のニアーを唱えています。しかし、ハディースの中ではニアーを声に出して唱えることは明らかにビドアであるとされています。その行為が誤りであると知りつつも、それに従うことはどのようなのでしょうか。もしそれに従わなければ、きっと金曜の集団礼拝を果たすことができません。同意見を探すことはとても困難なので、どうかこれに関する法についてご説明下さい。

A.335

イマームの誤った礼拝に追従したとしても、それは合法である。その根拠として、次のような使徒ムハンマドのお言葉がある。

「イマームらはあなたの方のために礼拝をする。もし彼ら(の礼拝)が正しければ、それによりあなたの方の報酬となり、もし彼ら(の礼拝)が誤っていたとしたら、それはあなたの方の報酬となるが、(誤りは)彼ら(自身)となる」(アーマッドとアル＝ブハーリーの伝承による真正ハディース)